

■ 論 文

## 集約の民主主義と分散の民主主義 — 国民主権の民主参加の行方 —

村山 皓\*

### はじめに

投票率の低下をただ嘆いても何の役にも立たない。それどころか、投票率を上げさえすればよいと思うなら民主主義にとってかえって良くないと思う。投票率は国民主権での有権者の民主参加の表われであり、その高低や振幅があるのは当然である。そのような民主参加の状況を知る方法とそれを支える主権者意識の醸成を考えるために、新たな枠組みとして「集約民主主義」と「分散民主主義」を導入することにした。投票による有権者の民主参加を集約して統合化するのを「集約民主主義」とし、その民主参加が分散して多様化するのを「分散民主主義」とする。集約民主主義には民主参加の包括性の強弱があり、分散民主主義には民主参加の開放性の強弱があると考えられる。このような民主参加の区別を手がかりに、より良い民主主義への主権者意識のあり方を探ろうとする。全国での投票数を有権者数で割る国政選挙での投票率には平均も標準偏差もなく、民主参加を統合化する集約だけである。この国政選挙の全国の有権者の投票を地方自治体ごとで再集計すると、そこには平均と標準偏差があり、全国集計での集約とは別の民主参加の集約と分散が見られる。その地方での民主参加の集約と分散を複合して、「集約/分散民主主義」と呼ぶことにする。選挙の全国投票率が示す集約民主主義の背後にあるこの地方で再集計した集約/分散民主主義に注目することで、選挙民主主義の進化を新しい視点から考えてみようと思う。

本稿で、民主参加の集約と分散に注目する動機は、国政選挙の結果において、選挙区での投票率だけではなく、都道府県や市町村の地方自治体区での投票率が示されることへの違和感であった。総務省の「衆議院総選挙結果調べ」等の資料でも、都道府県などの自治体区分で集計した投票率上位自治体と下位自治体との比較表がある。<sup>1)</sup> 現在、衆議院選挙は小選挙区比例代表制で行われている。一票の格差等から選挙区分の比例区や小選挙区での投票率を集計する意味はわかる。しかし、国政選挙での自治体区分での投票率の集計には、選挙管理事務や選挙啓発を担う選挙管理行政との関連以外にも、国での投票参加の背後に地方での投票参加があると無意識に考えられているのかもしれない。<sup>2)</sup> そこに、国政選挙での選挙区に基づく投票率の集計が示す民主参加と、地方自治体区に基づく投票率の再集計が示す民主参加に違いが生じることが、私の違和感の理由だと気づいた。衆議院選挙での都道府県を、単に投票率集計の基盤としてではなく、都道府県ごとの民主参加の表われとして比較するならば、より厳密に都道府県ごとの投票率に注目すべきである。そこでは平均が示す集約民主主義と標準偏差が示す分散民主主義に加えてそれらを複合する「集約/分散民主主義」を知ることができる。

---

\* 立命館大学 名誉教授

本稿は、選挙を通じての民主参加の集約と分散への新たな見方を示すことを目的として、次の構成になっている。まず「Ⅰ. 投票率の集約と分散がより良い民主主義を考える糸口になる」では、投票率の低下は民主主義の衰退なのか、また、民主参加の集約だけではなく分散に注目する選挙民主主義を構想できないかを考える。次の「Ⅱ. 民主参加の民主主義と民主政の規模」では、選挙民主主義での民主参加は自治体の規模で異なるではないか、また、自治体区分での民主参加はどのように流動するのかを検討する。さらに「Ⅲ. 京都市民の選挙民主主義と主権者意識」では、京都市の地方選挙での集約/分散民主主義の流動はどのようなのか、また、市民に期待される民主参加の集約と分散での主権者意識とは何かを議論する。これらから、投票率の低下には民主主義の衰退への懸念もあるが、投票率から選挙民主主義の進化への条件を探ることで、より良い民主主義への糸口が得られる。その糸口は、国の選挙の民主参加の背後にある地方での民主参加の集約と分散の流動にある。選挙民主主義の進化の条件としての集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」に向けて、まずは、集約/分散民主主義の流動をどこで把握できるかの手段を示して、次に、必要となる主権者意識の醸成の方策を明らかにする。

## Ⅰ. 投票率の集約と分散がより良い民主主義を考える糸口になる

### Ⅰ. 1 投票率の低下は民主主義の衰退なのか

本稿で示そうとするのは、民主参加の集約と民主参加の分散の二つの要因から成る集約/分散民主主義の流動をどのように捉えるかである。集約/分散民主主義の流動を知ることなしに民主主義の衰退を議論できないと思っている。民主主義の衰退が投票率の低下に表われているとして、投票率の向上への主権者意識の必要が指摘される。民主主義は国民が国のあり方を最終的に決定するとされることもあるが、様々な意見のある国民が最終的に決定できるとの想定は民主主義を単なる物語にしかねない。様々な国民の意見が反映できる可能性があるのが民主主義と捉える方が、具体的に役立つと思う。選挙の投票率は固定化するよりも、その「高まり」も「広がり」もともに変化して流動するのがよいと考えている。日本の民主主義は、具体的な制度として、憲法の国民主権に由来する。日本の民主主義は選挙を基盤とする「選挙民主主義」であり、選挙での投票が代議制民主主義の「民主参加」としての国民主権の通常的手段である。<sup>3)</sup> だからこそ、投票率の低下は民主主義の衰退の懸念を抱かせる。しかし、高い投票率が選挙民主主義の進化に直結するとは思えない。より良い民主主義のための選挙民主主義の進化には、多様な有権者が投票する「開放性」と、多数の有権者が投票する「包括性」が合わさった民主参加であることが必要と、私は思っている。最近では、民主主義の選挙を取り巻く混乱が自由民主主義国で見られる。民主参加の開放性と包括性をともに進めて選挙民主主義の進化につながる方策はあるのだろうか。民主主義の衰退の現状を投票率の低下で把握するのは不十分であり、その十分でないモニタリングからの民主参加への意欲の醸成では、主権者意識の内容も不明瞭になってしまう。たとえ選挙が行われていても政治体制が専制的では民主参加が固定的になる。自由で任意な民主参加の選挙民主主義でのより良い民主主義を模索する。有権者の自由な意思決定による民主主義が敵対の不穏を内包するなら、選挙民主主義は万全ではなく敵対の契機ともなる。<sup>4)</sup> 体内に病気を持つ不安な民主主義が健康であり続けるための体調の検

査と、健康増進の投薬を模索していると考えればわかりやすい。ここでは、民主参加の「集約と分散」を測る検査キットを現状の体調を知る方法とし、選挙民主主義の進化のための主権者意識を投薬と考えて、その処方箋を後に提示する。図1の衆議院選挙の投票率の推移は、国政での国全体の国民の集約の民主主義の包括性を示している。

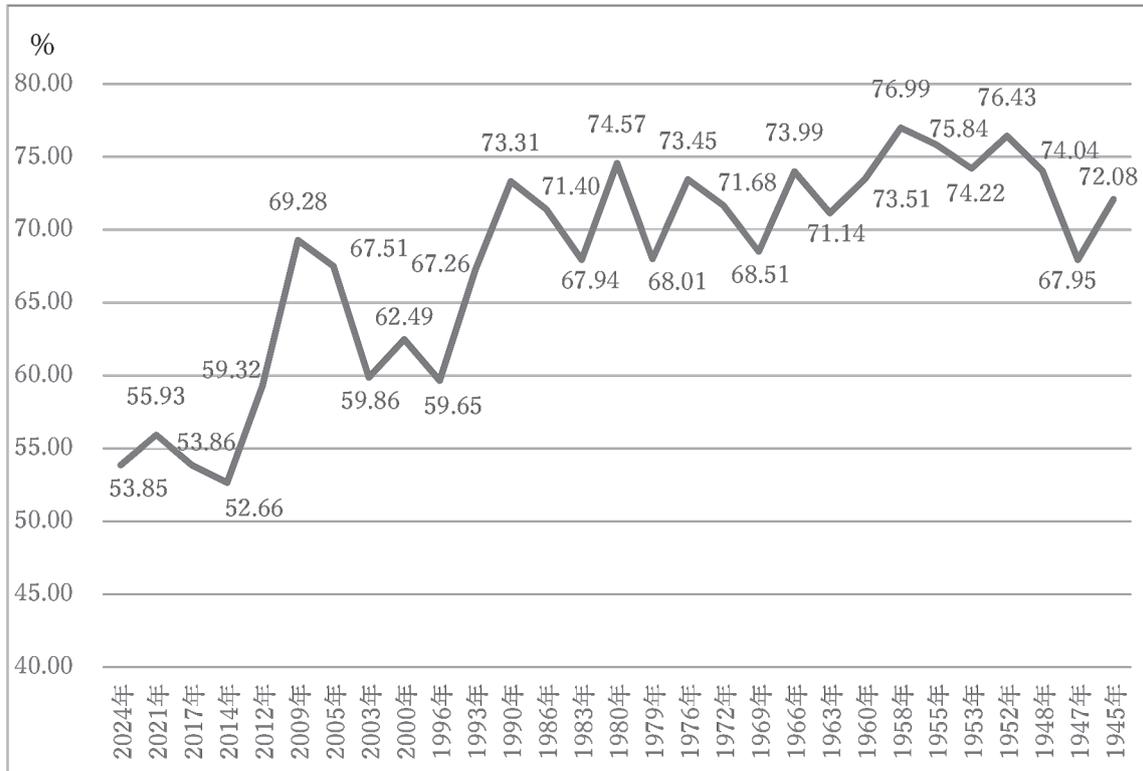


図1 衆議院選挙の投票率の高低が示す民主参加の包括性の推移

(注) 総務省、選挙関連資料、選挙結果から筆者作成。

([https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/ritu/index.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html))

日本の選挙での投票率は地方選挙での低下が著しいが、国政選挙の衆議院選挙でも長期的な低下傾向が見られる。戦後民主主義の義務感からの民主参加が比較的に高い投票率を保っていたと思われるが、選挙時の政治的な状況により上下してきた。中選挙区制での金権政治を理由に小選挙区比例代表制が導入された1996年（平成8年）には59.65%まで低下した。そこから民主党政権が誕生する2009年の69.28%まで上昇し、2012年の政権交代での59.32%を経ながら2014年に52.66%の最低となり、その後は多少の上昇と下降の状況にある。選挙の投票は普通の人々が政治に関わる慣習的政治参加と呼ばれる民主参加の典型である。衆議院選挙が国政を左右する選挙であることに鑑みれば、衆議院選挙の投票率から日本の民主主義の状況を捉えるのは理由がある。選挙を通じて国民が国のあり方を最終的に決定する国民主権の民主主義が、敵対の不穏を招くことなく政権交代が行われた投票率の上下からは、日本の民主主義が衰退しているとは言い切れないだろう。それでも、有権者の半数しか投票しなくなり50%前後の投票率に民主参加が固定することへの危惧はあり、政治状況に応じて投票率が上下しながら上昇するのが望ましい。そこでは、どれだけ多数の有権者の民主参加を包括できてるかの投票率の集約だけではなく、どれだけ多様な有権者に開放できているかの投票率の分散に注目する必要がある。なぜなら、80%の

投票率であってもそれが義務や動員での民主参加の固定であれば、選挙民主主義にとって望ましくはなく、民主参加の流動が民主主義の衰退か否かを左右するとも言える。衆議院選挙での投票率について、多数の有権者の包括の集計結果の背後にある多様な有権者の民主参加への注目が、民主参加の流動を知るには重要である。

衆議院選挙での投票率はその選挙での投票者数を国全体の有権者数で割ったものである。国民主権の主体である国民が国の一員として参加するこの投票率の集計には、平均もなければ標準偏差もないが、有権者の民主参加の統合を示す集約民主主義ではある。しかし、国政選挙の投票者には国民としての立場とともに市民としての立場もあり、実際の投票では、国政を左右するとの考えのほかに、身近な生活領域での公共政策に投票結果が関わるとの思いもあるだろう。そのような、有権者の生活領域に関わる都道府県民や市町村民としての投票も、民主政での国民主権の民主参加である。衆議院選挙における民主参加の集約が示す統合化の包括性と民主参加の分散が示す多様化の開放性は、国と地方との関係において見い出される。国全体の投票率の集計は有権者一人一人を直接に包括した平均のない集約であるが、その背後にある自治体区分での投票率に注目すると、例えば都道府県ごとの投票率の再集計からは平均と標準偏差が得られる。国全体での投票率が示す分散のない民主参加の統合の集約民主主義に対して、地方での投票率の平均と標準偏差が示す集約/分散民主主義がある。地方の民主政における集約/分散民主主義は、投票の平均値と標準偏差が計算できる集約民主主義のばらつきと分散民主主義のばらつきの複合と操作的に概念化できる。この集約/分散民主主義の選挙ごとでの流動に注目することが民主主義の衰退を議論するには必要である。なぜなら、選挙を通じての国民の民主参加は身近な地方での公共政策を視野においてこそ、民主主義に内在する不穏な敵対を緩和できるような、地に足のついた多様な開放性につながると考えるからである。民主参加の固定にこそ民主主義の衰退はあり、民主参加が流動しながら選挙民主主義の進化となる条件を探る必要がある

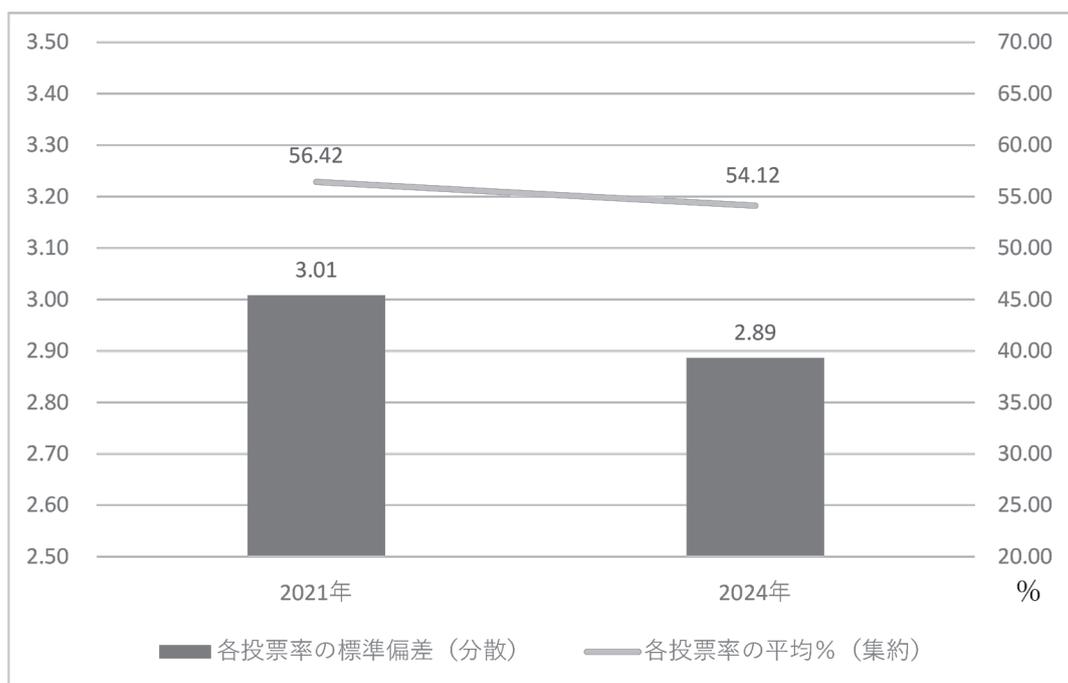


図2 都道府県の平均投票率が示す集約と標準偏差が示す民主参加 (2021年-2024年)

る。それには集約だけでなく分散の民主主義を視野におくことが不可欠だと思っている。今の小選挙区比例代表制には都道府県を分けた比例選挙区ブロックと小選挙区の二種類の選出単位がある。選出単位は一票の格差や区割りでの当落には重要であるが、政策の形成や実施の政治過程における民主参加を検討する単位ではない。より良い民主主義への民主参加を模索するここで関心があるのは、自治体区分での平均と標準偏差である。例えば、図1の2014年選挙の投票率52.66%では比例ブロックの平均と標準偏差は計算できるし、小選挙区の平均と標準偏差も計算できるが、それらではなく、都道府県で再集計した47都道府県の平均投票率と標準偏差に注目している。そこで、直近の2024年の第50回とその前の2021年の第49回衆議院選挙について、自治体区分の47都道府県での衆議院選挙での投票率からの集約と分散を見たのが図2である。

自治体区分である都道府県の2021年から2024年への民主参加の集約の変化は、2021年の投票率の平均56.42%から2024年の54.12%と低下している。一方、図1の衆議院選挙の国全体の投票率は2021年の55.93%に対して2024年は53.85%である。その計算方法からは国全体の民主参加の集計結果と自治体区分の集計結果では差異は当然に生じ、自治体区分での-2.30の低下と、国全体の-2.08とは異なるが同じ傾向にある。国での集約民主主義の減退と同様に自治体区分の都道府県でも集約民主主義は減退するが、国の民主参加の包括性の背後には都道府県の民主参加の分散の開放性をも見ることができる。背後の地方での分散の民主主義に注目するここでは、都道府県ごとの投票率の平均である集約と標準偏差が示す分散を分析する。都道府県での多様な分散民主主義の開放性は、都道府県間の

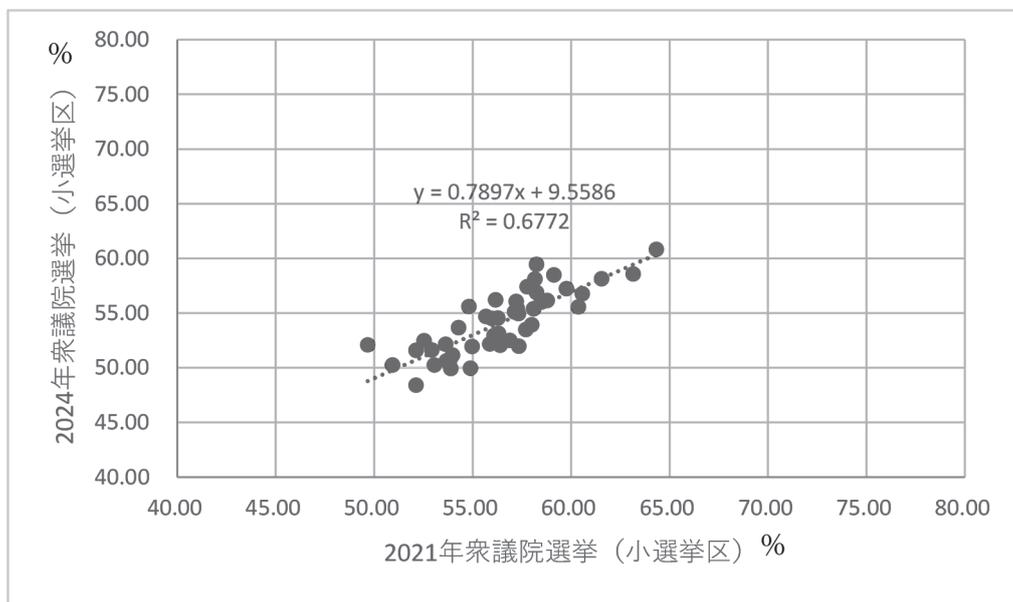


図3 自治体区分である都道府県での投票率の平均と分散の流動（2021年－2024年）

（注）寄与率（決定係数）0.6772。点線は回帰直線。

	2021年	2024年
各投票率の平均（集約）	56.42	54.12
（国全体の投票率）	55.93	53.85
各投票率の標準偏差（分散）	3.01	2.89

ばらつきを示す標準偏差が 3.01 から 2.89 と低下しており、分散民主主義も減退している。このように投票率からは、選挙民主主義の集約だけではなく選挙民主主義の分散をも知ることができる。先の総務省の都道府県の投票率の比較（注 1 を参照）や戦後の衆議院選挙の投票率の推移の図 1 でも、選挙民主主義での民主参加で投票率の分散を視野においてはいる。本稿では投票率からわかる集約 / 分散民主主義の流動が選挙民主主義の進化の必要条件と見て、集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」への集約 / 分散民主主義の流動を捉える観測方法に注目する。直近の 2024 年の第 50 回とその前の 2021 年の第 49 回衆議院選挙について、都道府県自治体区分での民主参加の投票率から集約と分散の流動をモニタリングしたのが図 3 である。

集約民主主義とは、どれだけ多数の有権者の民主参加があるかの包括性であり、この図 3 では 47 都道府県の各投票率の平均が各都道府県の民主政での民主参加の包括性を示している。一方、分散民主主義とは、どれだけ多様な有権者の民主参加があるかの開放性であり、ここでは 47 都道府県の各投票率の平均の標準偏差がその民主参加の開放性を示している。そのような集約民主主義と分散民主主義を複合する集約 / 分散民主主義の流動を、2021 年と 2024 年の都道府県の投票率の相関の散布図に回帰分析を添えて示した分析結果が図 3 である。縦横の各軸での各都道府県の投票率の高さがそれぞれの集約民主主義の強弱を示し、横軸でのばらつきが 2021 年の分散民主主義の強弱であり、縦軸でのばらつきが 2024 年の分散民主主義の強弱を示している。さらに、散布図での全体の散らばりが 2021 年から 2024 年への集約 / 分散民主主義の流動である。年度での変化の「散らばり」と各年度での「ばらつき」とを区別している。その散らばりが示す流動の度合いが回帰分析の寄与率 ( $R^2$ ) に表れている。2021 年から 2024 年の民主参加の流動での寄与率が 0.677 である。流動が全くない寄与率が 1 で回帰直線に 47 都道府県が一行に並ぶようなら、都道府県ごとの民主参加が時系列に固定化して、多様な開放性の選挙民主主義の流動が全くない。投票率の高低よりも投票率の時系列の流動こそ民主主義の進化があるとして、民主参加の選挙民主主義が流動するような、より良い民主主義をどのように構想できるかを次に考えてみる。

## 1.2 民主参加の集約だけではなく分散に注目する選挙民主主義を構想できないか

2005 年から 2024 年までの衆議院選挙について、都道府県の分散民主主義の標準偏差の変化を、各都道府県の投票率の平均の変化とともに示したのが図 4 である。2017 年衆議院選挙での標準偏差の高い値が目立つ。全体として、その集約の低下の背後に分散の変化が潜んでいるのがわかる。そこには、後に分析対象とする 2009 年から 2012 年を経て 2014 年へと、集約の民主主義の投票率が低下する時期を含んでいる。この民主参加の投票率の分散に注目して、集約民主主義の投票率の変化だけではない選挙民主主義の可能性を考えようとしている。そこで、この期間での都道府県における集約民主主義と分散民主主義の関係を示したのが図 5 である。各都道府県の年度ごとの投票率の平均と標準偏差を散布図にして回帰分析をしている。点線の回帰直線への寄与率の 0.036 から、集約民主主義と分散民主主義の関係は小さく、変化する年度があるのがわかる。各年度間の集約 / 分散民主主義の流動を示すのが図 5 の矢印である。各都道府県間で多様な分散の開放性があることこそが、より良い民主主義への糸口である。もちろん集約民主主義の投票率は高いに越したこ

とはない。しかし、どの都道府県でも同様に高い投票率になるのは、専制国家の選挙ならともかく、自由民主主義国家の選挙民主主義にとっては普通ではない。それは、自由民主主義国家での義務投票も望ましくないと考えることに通じる。分散民主主義の標準偏差の変化が、多様な民主参加には不可欠である。その意味では、投票率の上下に一喜一憂するのではなく、集約の高低と分散の多寡による民主参加の流動が確認できるところに、最近の日本の選挙民主主義が機能している現状を知ることができる。図5からは2009年から2024年の民主参加は集約民主主義と分散民主主義のいずれもが減退しているので、一見、

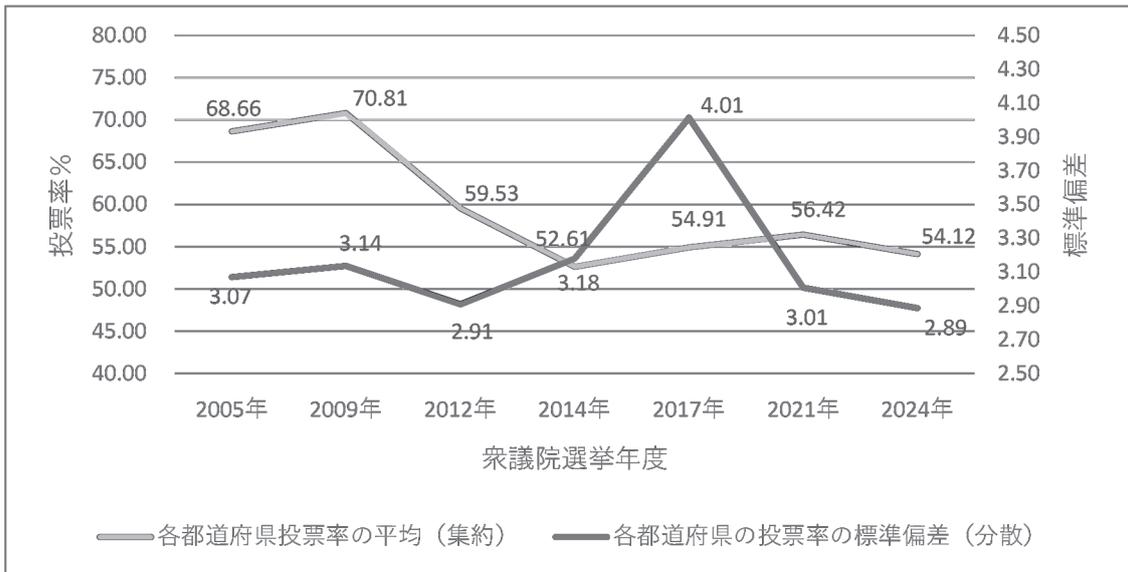


図4 都道府県の集約民主主義と分散民主主義の変化 (2005年—2024年)

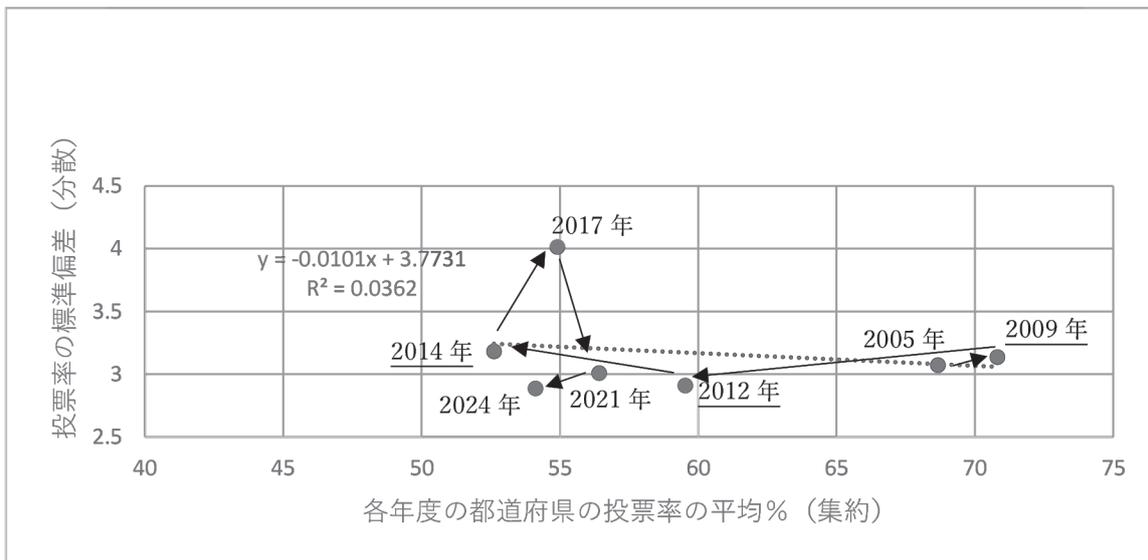


図5 衆議院選挙での都道府県の集約民主主義と分散民主主義の流動の時系列 (2005年—2024年)  
 (注) 矢印は年度変化。点線は回帰直線で、寄与率 0.036。下線は本稿での分析年度。

	2005年	2009年	2012年	2014年	2017年	2021年	2024年
各投票率の分散 (度)	9.43	9.83	8.46	10.11	16.11	9.05	8.33

民主主義の衰退とされそうだが、その間での集約/分散民主主義は流動する。このような集約民主主義と分散民主主義の流動を経ながらより良い民主主義へと向かうことが望まれる。

投票率の高低が示す集約民主主義の包括性の推移の背後には、投票率の振幅の多寡が示す分散民主主義の開放性があると先の図4から知った。また、図5の集約/分散民主主義の流動の推移から、民主参加を統合化する集約民主主義と多様化する分散民主主義が時系列に変化するのを知った。そのような選挙民主主義での民主参加の流動のモニタリングを踏まえて、日本の民主主義を検討できるだろう。「民主参加の選挙民主主義は、多様な有権者に開放されて、それでいて多数を包括できる選挙」であれば良いと私は思う。これまで述べてきた投票率の集約と分散の流動を捉える新たな民主主義の枠組みを示したのが図6である。これは民主参加の包括性と開放性の二つを要素とする選挙民主主義の進化の理念型モデルである。ダールの民主主義の発展のポリアーキーを下敷きにしなが、選挙民主主義の民主参加へと視点を限って発展経路での流動を、選挙民主主義の進化の条件とするモデルである。<sup>5)</sup> 民主参加には統合化による権力の効果的な統治につながる側面と、民主参加の多様化による市民の効果的なコントロールにつながる側面がある。選挙民主主義の進化の条件と考えるこの二側面での流動は、図6の集約の統合化が分散の多様化にまさる進化の経路と、分散の多様化が集約の統合化にまさる進化の経路の間を上下左右に変化する。

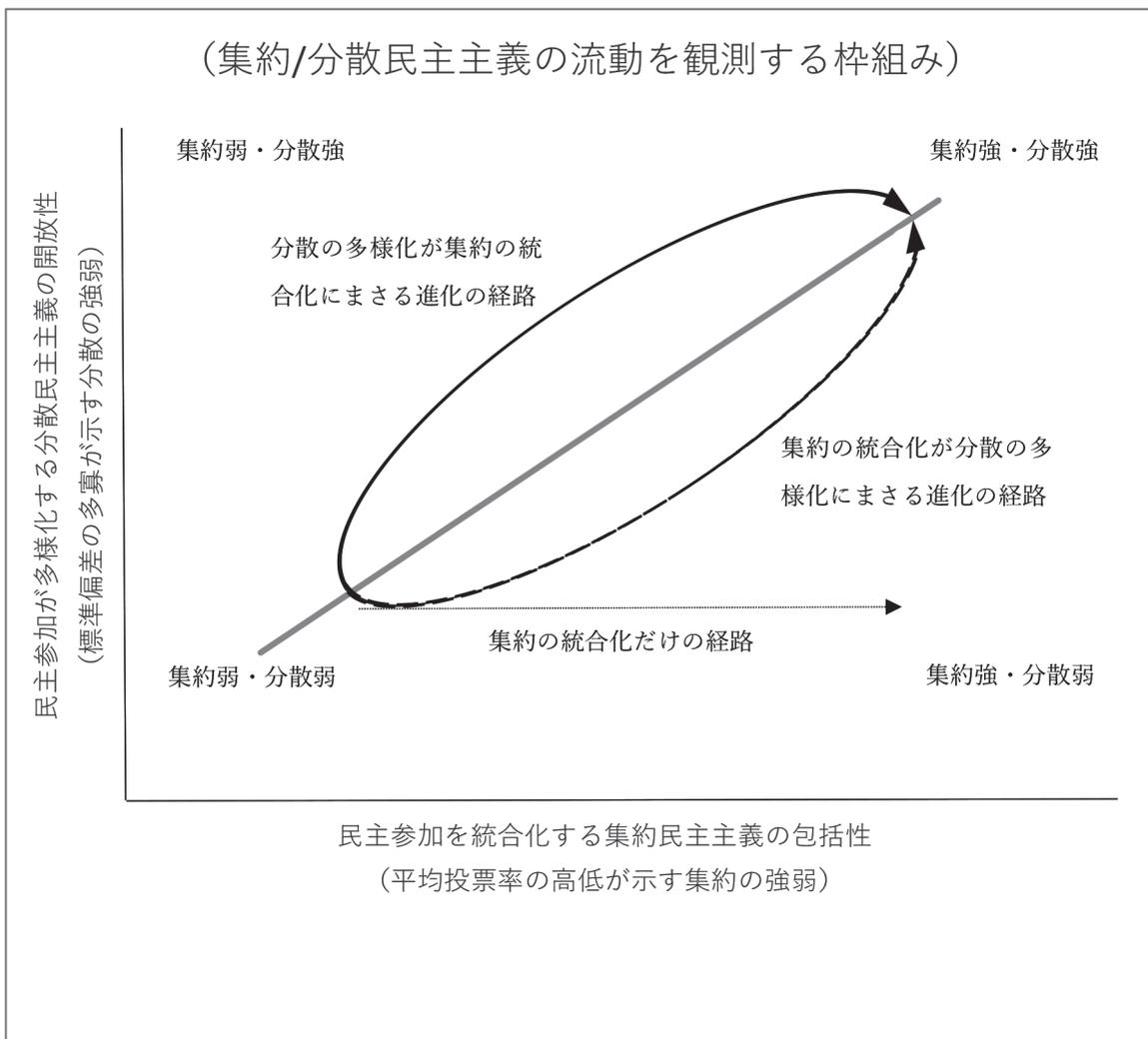


図6 選挙民主主義の進化のための集約民主主義と分散民主主義の理念型モデル

そのような統合化の包括性（Inclusiveness）と多様化の開放性（Liberalization）での流動を経ながら、集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」へと向かうのが選挙民主主義の進化の理念型である。横軸が民主参加の集約の包括性であり、平均投票率の高低で集約民主主義の統合化の強弱を測る。縦軸が民主参加の分散の開放性であり、標準偏差の振幅の多寡で分散民主主義の多様化の強弱を測る。

民主参加の分散の開放性が注目されてはいない現状は、図6の集約の統合化だけで民主主義の衰退を議論するようなものである。衆議院選挙の国全体での投票率が示す有権者の民主参加と並行して、都道府県ごとに再集計した投票率の平均とその標準偏差によって、地方での集約民主主義と分散民主主義があるのを知った。集約民主主義と分散民主主義を複合する集約/分散民主主義の流動から、選挙民主主義の進化の理念型での民主参加の推移の経路を示せる。投票率の低下での民主主義の衰退の危惧へは、この進化経路を視野に入れて議論する必要がある。確かに、日本の民主参加の推移は、集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」に向かってはいない。先の図5の2005年から2024年衆議院選挙の都道府県の集約/分散民主主義はむしろ減退方向にすらある。しかし、その間の推移は固定化しているわけではなく、民主主義の衰退とは言いきれない。それでも、図6の進化の経路を上下左右に流動しながら、より良い民主主義への選挙民主主義の進化が望まれる。集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」への集約/分散民主主義の流動のために、民主政の規模との関係での集約/分散民主主義の状況を次に見る。さらに、集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」に資する主権者意識をも探らうと思う。

## II. 民主参加の民主主義と民主政の規模

### II. 1 選挙民主主義での民主参加は自治体の規模で異なるではないか

ここで明らかにするのは、集約/分散民主主義の流動が自治体規模で異なる状況を示すことである。統合化を志向する国の集約民主主義に対して、地方での集約/分散民主主義の流動で多様化する分散民主主義に注目する。集約民主主義と併存する分散民主主義を考える視点は、「より大きな国家全体という場における代議制民主主義を維持し強化しながら、同時に、小規模な生活領域でのデモクラシーの発展を支える基盤を形成しうるか」である。このダールの民主政の相反ジレンマは、本稿での集約民主主義と分散民主主義での民主参加の流動に通じる視点である。<sup>6)</sup> 民主参加の集約の統合化と分散の多様化の相反ジレンマを、民主参加の流動で調整するモデルを構想している。そこでは、国での集約民主主義の統合化への包括性の志向と地方での分散民主主義の多様化への開放性の志向が拮抗する。統合化のなかで民主主義が内包する不穩の契機に選挙がならないためには、民主参加が固定的ではなく、流動的で柔軟なものであればよいと思っている。有権者の民主参加の投票率の高低だけではなく、投票するか棄権するかも含めて多様な民主参加であることが望ましい。そこで、中央の集約と地方の分散について地方での集約/分散民主主義の民主参加の流動に注目することにした。国での国民権の投票率は選挙区での投票を集計したものであるが、それを地方自治体区分での投票率に再集計して、国政選挙での民主参加を地方での民主参加へと再構成する。それによって、国だけではなく地方での国民権へと視野を広げることができる。金権政治への選挙制度改革で小選挙区比例代表制が導入された1996

年には、59.65%まで下落していた国政選挙の集約民主主義は、先の図1が示すように、2009年の69.28%へと上昇した。それが再び下落に転じ、2012年の59.32%を経て2014年には52.66%の最低の投票率に至る。この間に一挙に低落する三回の衆議院選挙での都道府県の投票率を示したのが図7である。どの都道府県でも投票率は低下している。この集約民主主義の減退のなかで分散民主主義はどうだったかが、集約の投票率だけで民主主義の衰退を判断しないためには重要である。

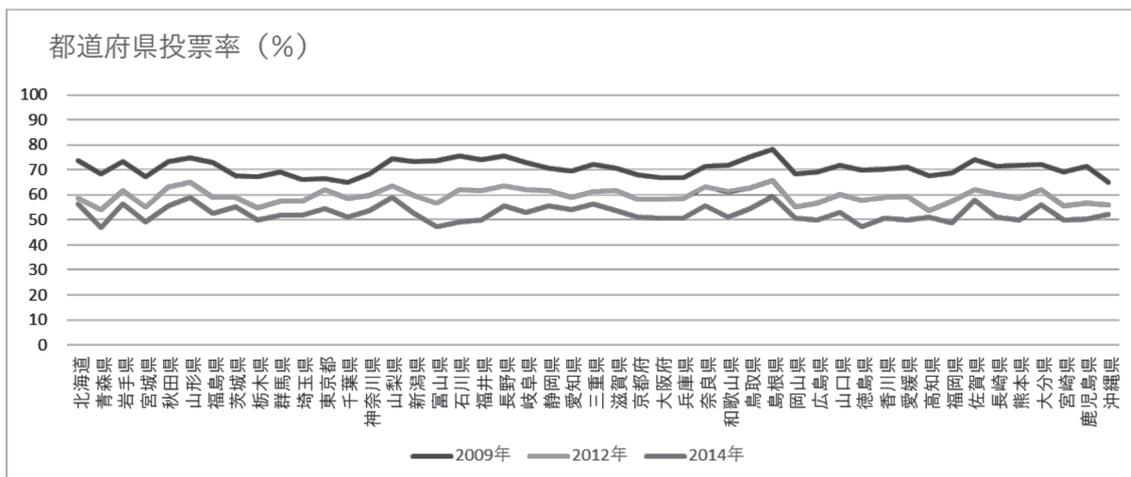


図7 衆議院選挙の都道府県での投票率の集約の推移（2009年、2012年、2014年）

民主主義は、例えば地方自治体区分のような民主政の規模によって、民主体制へ個人がもたらす効力と、体制が個人から受け取れる容量が異なると考える。つまり、体制容量とは民主体制が人々の選好に対応できる能力であり、個人効力とは人々が民主体制を制御できる能力と言え。それらの対応力と制御力は公共政策の展開に関わり、大規模自治体が応えられる公共政策の範囲は広いがそこでの個人の影響力は小さい。これに対して小規模自治体ではその民主政の体制が応えられる公共政策の範囲は狭いがそこでの個人の影響力は大きい。そこに集約民主主義と分散民主主義の自治体規模による民主政のあり方の違いが関係している。そこで、地方における集約の民主主義と分散の民主主義を検討するために、都道府県、市部、町村部の地方自治体区分の規模による民主体制容量と民主個人効力を分析することにした。民主政の体制の容量の源である国は別格として、市民の選好に対応する政策実施の資源が比較的ある民主体制容量の大きい都道府県や都市の自治体区分と、その資源が少なく体制容量のあまりない町村の自治体区分とでは、想定される民主政の個人効力に違いがあるだろう。体制容量の多寡が国から町村へと減少する地方分権の制度の下で、投票率から推測される主権者としての参加意識での個人効力の強弱も変化する。選挙民主主義の民主参加には縦と横の二つの側面があることを、先の図6で示した。それに自治体区分の違いを加えたのが図8である。図6と同様に、横軸は民主参加の集約を投票率の高低で統合化を測ることで集約民主主義の包括性の強弱を示し、縦軸は民主参加の分散を投票率の標準偏差の振幅で多様化を測ることで分散民主主義の開放性の強弱を示す。これらの民主参加の統合と多様の二側面で規模の異なる自治体での選挙民主主義の特徴を知ることができる。図8では規模による違いを点線で示しており、自治体区分の都道府県、東京23区、政令市、一般市部、町村部の順に、民主政の体制力が大で個人力が小から、民

主政の個人力が大で体制力が小への違いがある。このような民主政の規模の違いの下でのそれぞれの選挙民主主義の進化について、民主参加の投票率の平均と標準偏差が時系列に変化する特徴を捉えられる。そこからは、地方自治体での集約民主主義の包括と分散民主主義の開放の併存のなかで、体制容力との関係での個人効力に注目することで、より良い民主主義への手掛かりが得られる。

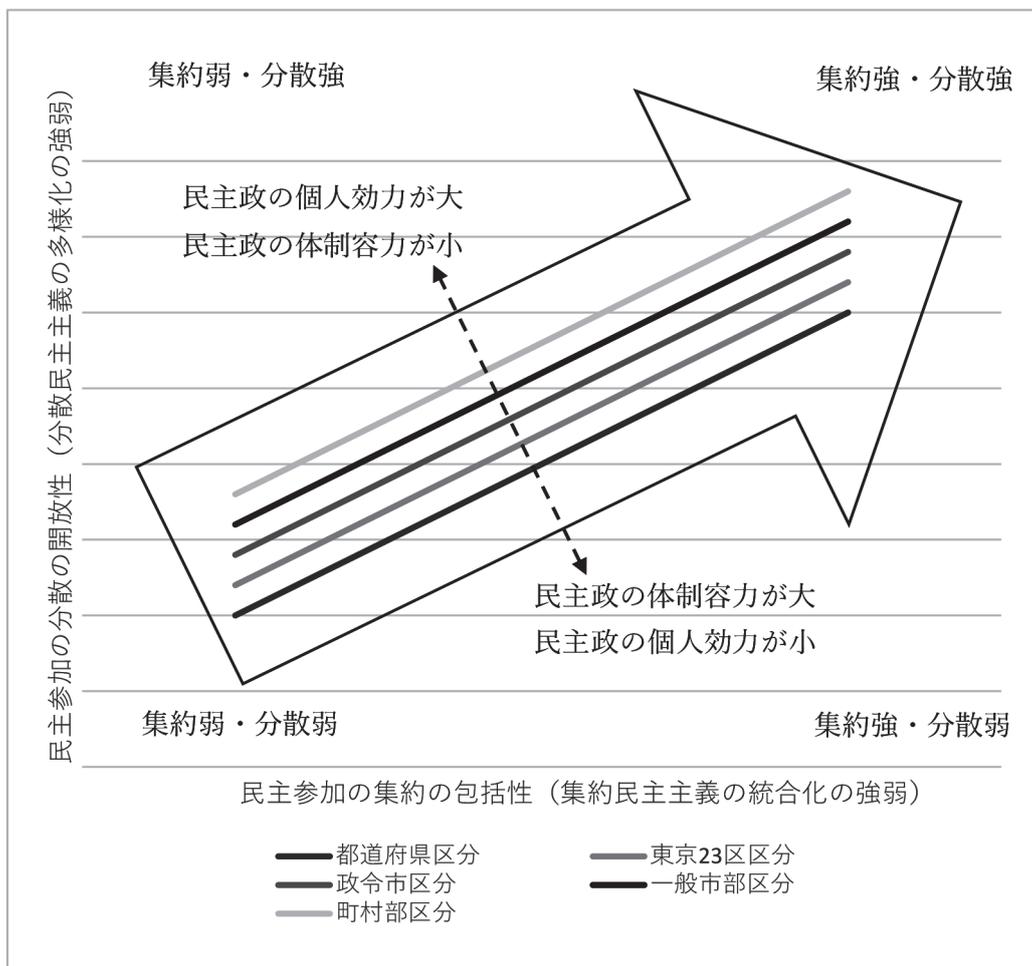


図8 民主参加の選挙民主主義の進化の理念型と民主政の行政区分の規模

(注) 図6に行政区分による規模の視点を加えたものである。それぞれの行政区分での選挙民主主義の進化での民主政の違いが点線で示されている。

そこで、分析対象の2009年、2012年、2014年の衆議院選挙について、各自治体区分で多様化する分散民主主義の開放性の強弱を示す標準偏差を調べた。それに、各自治体区分で統合化する集約民主主義の包括性の強弱を示す平均を加えたのが、図9、図10、図11、図12、図13である。図9は、衆議院選挙の投票率を都道府県ごとに再集計した自治体区分での民主参加が、都道府県の間で多様化する開放性を示す。この各都道府県の投票率の平均が示す集約民主主義の包括性は、2009年から2014年へと弱まり続けるのに対して、標準偏差が示す分散民主主義の開放性は、2009年から2012年へと弱まり2014年には再び強まるのがわかる。それは民主政の体制容力が大きく個人効力が小さい都道府県自治体区分において、集約民主主義と分散民主主義が異なる動きをしていることを示している。図10の町村部自治体区分の民主参加の包括性と開放性からは、2009年から2014年にかけて

集約民主主義が弱まるのに対して分散民主主義は強まる逆方向にある。この集約民主主義の減退傾向における分散民主主義の増進傾向の違いが、人口動態の変化とともに規模の違いによる民主政の体制容力と個人効力の違いの下で起っている。図 11 の一般市部自治体区分の投票率の平均と標準偏差からは、投票率の低下の集約民主主義の減退のなかで、2009年と2012年の標準偏差に見られる弱い分散民主主義が2014年には強くなっている。2009年の集約強・分散弱から2012年の集約中・分散弱を経て2014年の集約弱・分散強へと推移している。一般市部は政令市と東京23区を含まない市部であり、都道府県と町村部の間の自治体区分として、民主政の体制容力も個人効力も中位にあると言えるかもしれない。一般市部には中核市の規模から小規模の市まで様々であり、2009年の分散民主主義は都道府県や町村部より弱く、2012年には町村部よりも都道府県に近づいている。2014年も町村部と異なり都道府県に近い分散民主主義が見られる。

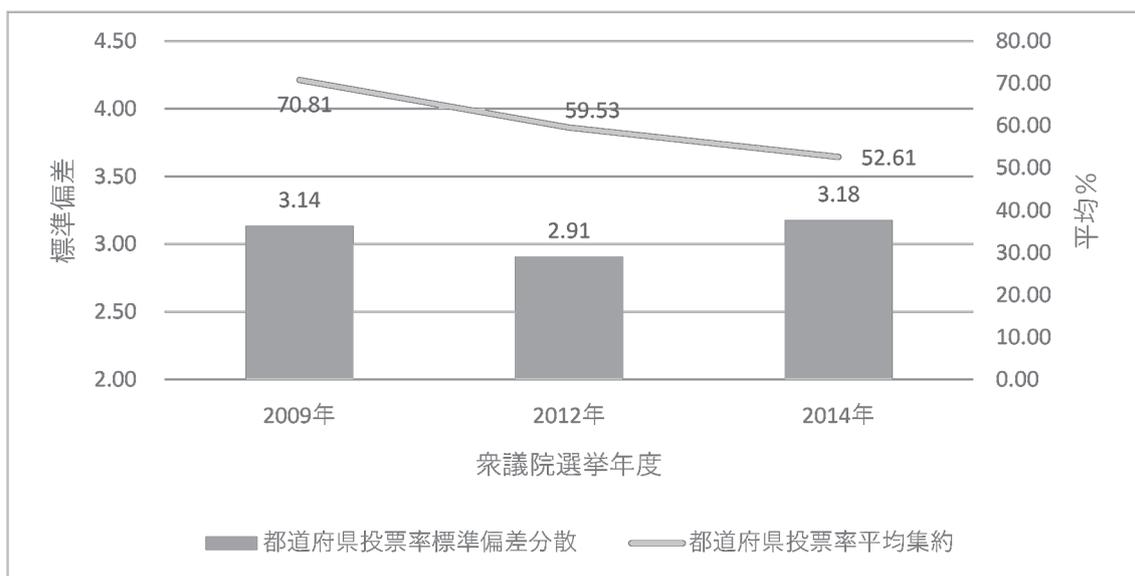


図 9 都道府県自治体区分での集約民主主義の強弱と分散民主主義の強弱

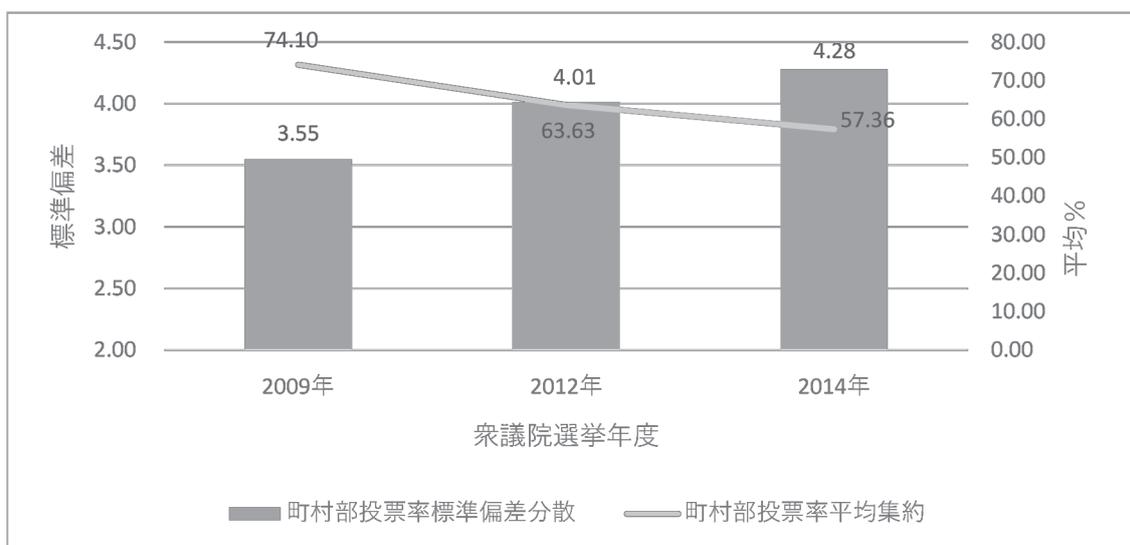


図 10 町村部自治体区分での集約民主主義の強弱と分散民主主義の強弱

(注) 自治体区分の町村部には東京都内の町村を含んでいる。

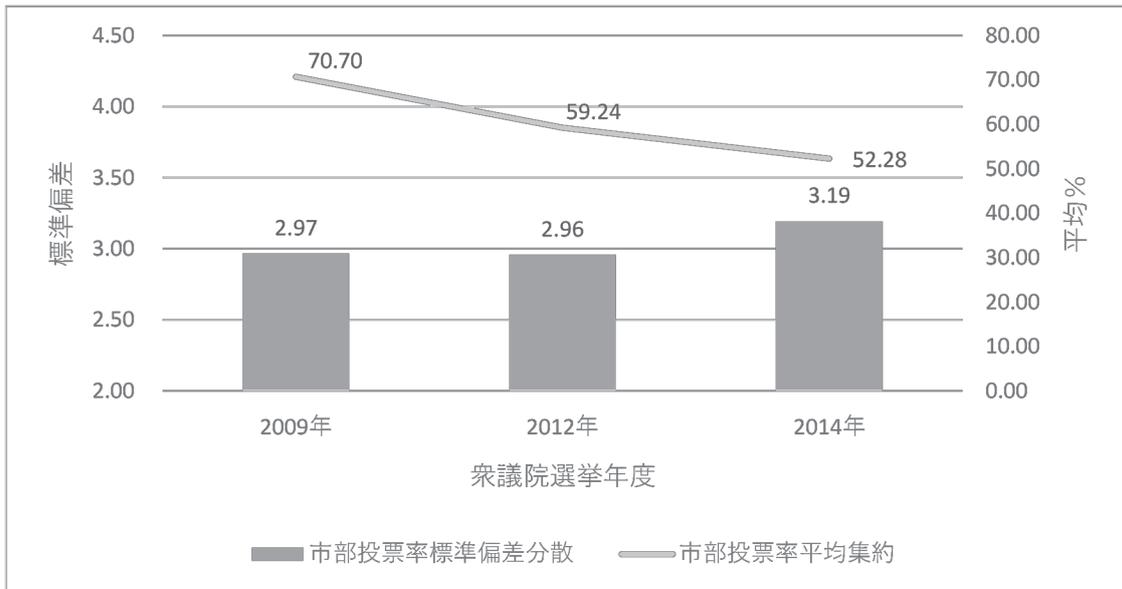


図 11 一般市部自治体区分での集約民主主義の強弱と分散民主主義の強弱

(注) 自治体区分の一般市部からは政令市を除いた。東京都内の市はこの一般市部に含んでいる。

さらに、一般市部より規模の大きい政令市と東京 23 区について見ることで、民主政の体制容力と民主政の個人効力が、規模の大きな自治体区分でどのようなものであるかを知ることができる。図 12 の政令市の民主参加の平均と標準偏差からは、2009 年の集約強・分散弱から 2012 年の集約中・分散弱を経て 2014 年の集約弱・分散増加へと推移している。その傾向は一般市部と同であるが、一般市部と比べて 2009 年と 2012 年の分散民主主義が弱い。人口動態の都市部有権者の増加のなかで、低い集約の下での 2014 年の分散の増加に特徴がある。図 13 の東京 23 区自治体区分の民主参加の平均と標準偏差からは、2009 年の集約強・分散弱から 2012 年の集約中・分散増加を経て 2014 年の集約弱・分散増加のままへと推移

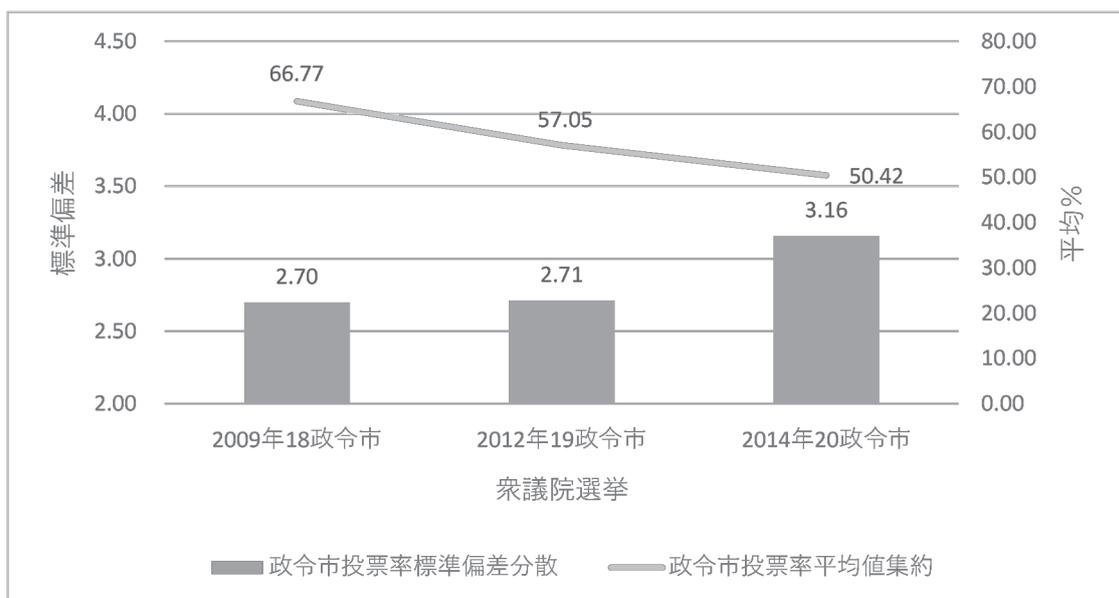


図 12 政令市自治体区分での集約民主主義の強弱と分散民主主義の強弱

(注) 政令市を自治体区分の一般市部とは別に扱った。

している。人口動態とともに、集約の弱体化は町村部で比較的高く、次に一般市部、政令市と低くなる。他の市町に対して一段と民主政の体制容力の大きい東京 23 区では、人口が増加し続けるなかで集約の弱体化が相対的に少なく、2014 年での分散の増加がない。これらの民主政の規模による民主参加の分散の違いから、投票率の低下で民主主義の衰退を議論するのは別の選挙民主主義の進化の糸口が得られるだろう。

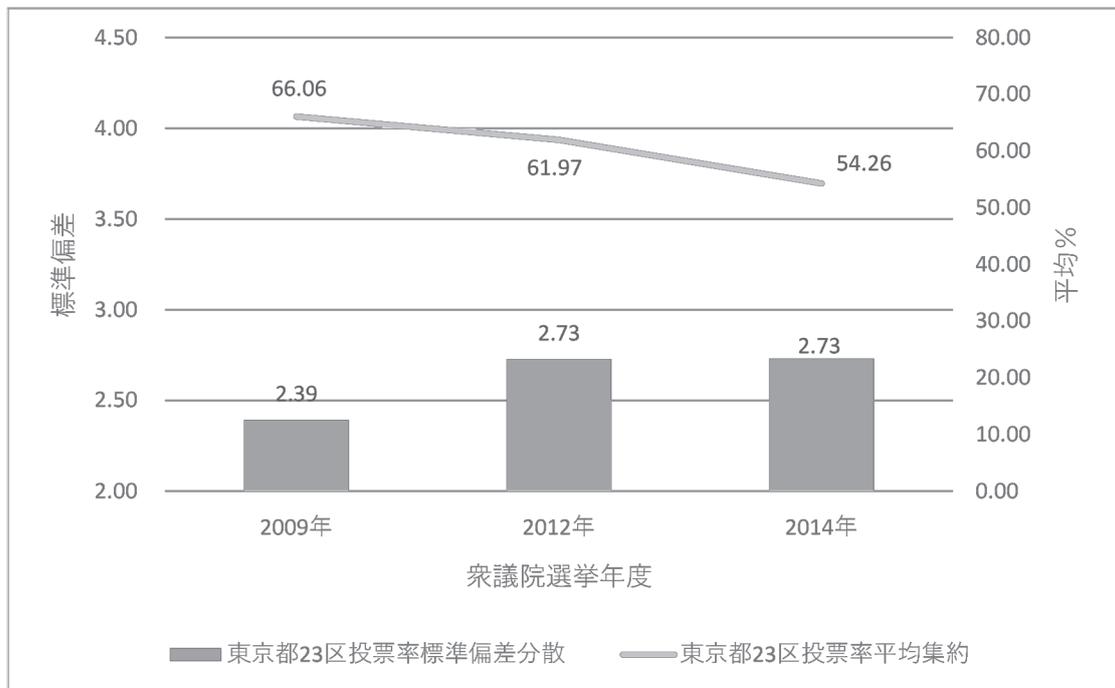


図 13 東京 23 区自治体区分での集約民主主義の強弱と分散民主主義の強弱

(注) 東京都の 23 区については都内の市町村を除く 23 区を一つの自治体区分として東京都とは別に扱った。

## II. 2 自治体区分での民主参加はどのように流動するのか

選挙民主主義の進化には民主参加における集約 / 分散民主主義の流動が必要と考えている。先の図 6 で示したように、民主参加の集約の「高まり」と分散の「広がり」が必要ななかで、集約と分散が規模の異なる自治体で違っているのを確認した。多少の違いはあるが集約民主主義の減退がいずれも同様に見られるのに対して、分散民主主義の違いが注目される。都道府県区分、町村部区分、一般市部区分、政令市区分、東京 23 区区分の地方自治体での分散からわかる分散民主主義の開放性を、比較したのが図 14 である。民主政の体制容力の小さい町村部では、民主政の個人効力での大きな分散が、他の自治体区分からはずば抜けて強くなっている。分析結果からの知見は、政令市を除く一般市と政令市と東京 23 区は、都道府県も含めて、町村ほどの分散はないが民主参加の変化が見られる。分散が比較的に弱い東京 23 区での民主参加の変化は 2009 年から 2012 年にかけて分散が強くなるのに対して、政令市、一般市では 2012 年の分散は相対的に低下する。これらの都市部で見られる変化の特徴をも踏まえて、市部での分散民主主義と対比できる町村部の分散民主主義は特徴的である。つまり、民主政の体制容力の大きい都市自治体区分で、個人効力の区分内のばらつきは比較的少ないなかで変化する。それと対比して、民主政の体制容力の小

小さな町村自治体区分内での個人効力は比較的強くなる傾向なのかもしれない。ここでは国政選挙の集約民主主義の背後にある自治体区分での分散民主主義が、規模によって個人効力に関わる開放性で多様に異なる変化をしているのがわかる。

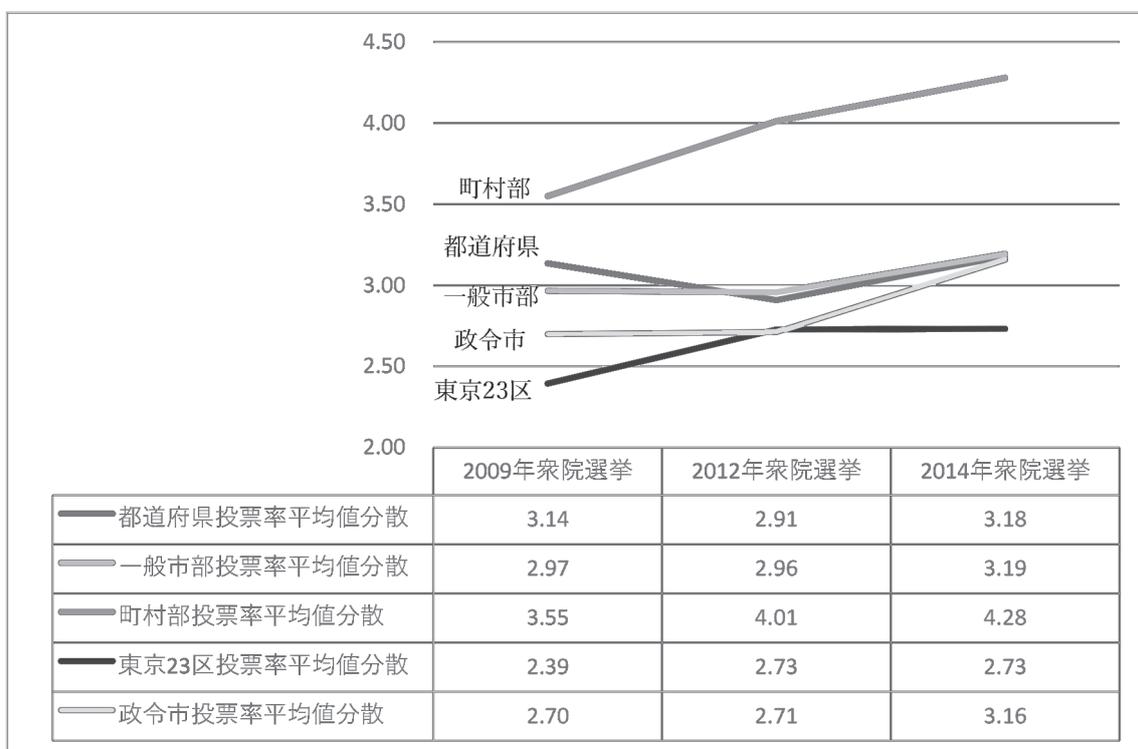


図 14 自治体区分での分散民主主義の開放性の年度比較（標準偏差の変化）

今までは投票率の高低の集約民主主義が関心の中心であったが、分散民主主義をも注目すべきとする理由がある。民主主義には、「境遇」の不平等を政治の平等で代替する機能があり、「一人一票」の投票は究極の政治的平等による代替機能である。<sup>7)</sup> しかし、生活領域を基盤とする有権者の民主参加での個人効力に対応する民主政の体制容力には地域差があるので、一票の格差さえなければよいとの固定的な代替機能だけでは不十分である。それだけでは、有権者の個人効力への期待の喪失が選挙民主主義の民主参加への無関心につながり、投票率はますます低下する。あるいは固定的で地域差のない変化の乏しい民主参加では、集約/分散民主主義の流動の散らばりなどなく、選挙民主主義の進化を展望できない。どのような流動の状況かを常に観測してモニタリングすることが、より良い民主主義に向かうには必要である。集約/分散民主主義の流動を、特に地方自治体での分散民主主義に注目して捉えようとするのはこのためである。民主政の体制容力の小さな町村区分での分散は比較的強かつ増加傾向にあるのは、自治体規模間の境遇の不平等の違いが反映しているのだろう。ばらつきの不平等が増大する町村では、民主参加の個人効力の低下が体制容力の小ささと相まって、境遇の不平等が固定化して政治の平等で代替することは行き詰まる可能性がある。一方、都市部での分散は、分散民主主義での不平等の代替の可能性を示唆する。なかでも東京 23 区ではその可能性は強く、政令市でも可能性はあり、一般市部でも可能性が期待できるかもしれない。東京 23 区はひとつしかない特別の自治体区分であり、一般市部には中核市とその他の市など体制容力の違いが大きいため、政令市での選

挙民主主義の進化の条件を探ることとする。分析対象とする 2009 年から 2014 年にかけて、相模原市と熊本市を除く 2009 年以前からの 18 政令市での集約 / 分散民主主義の流動の散らばりを示したのが図 15 と図 16 である。各市の投票率の平均からの偏差の分散が年度間でどのように変化しているかがわかるとともに、そこに集約と分散の年度変化を複合した集約 / 分散民主主義の流動を見ることができる。

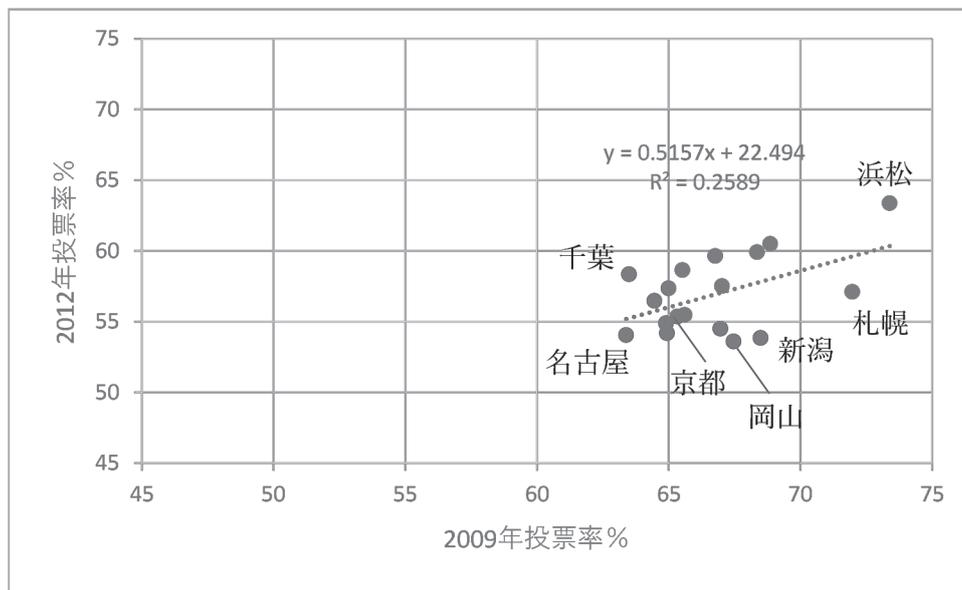


図 15 18 政令市の集約民主主義と分散民主主義の流動（2009 年－2012 年）

(注) 点線は回帰直線で寄与率 0.2589。

2009 年 投票率平均 66.77% 標準偏差 2.70

2012 年 投票率平均 56.93% 標準偏差 2.74

2014 年 投票率平均 50.47% 標準偏差 3.05

京都市 投票率 2009 年 65.33% 2012 年 55.36% 2014 年 48.62%

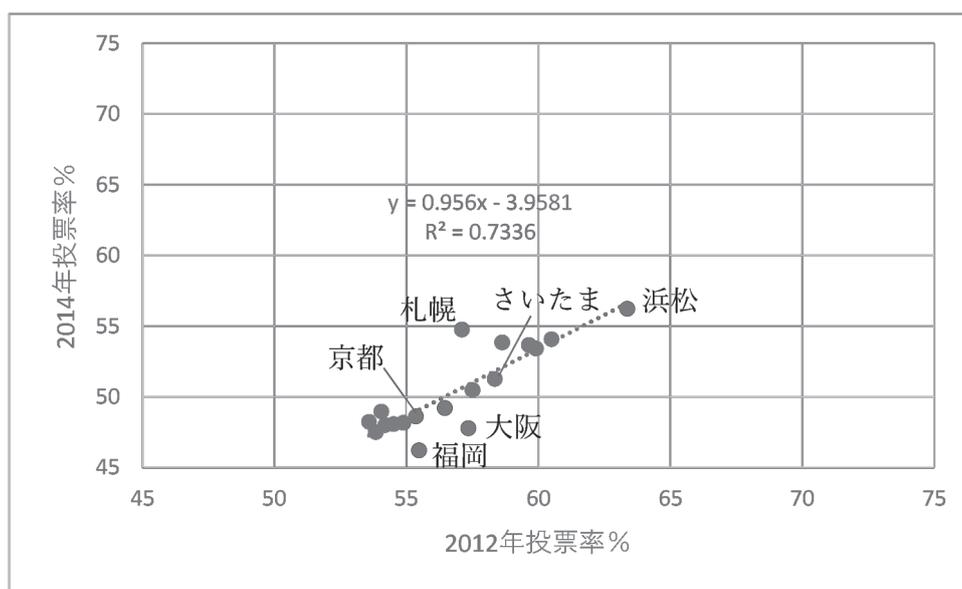


図 16 18 政令市の集約民主主義と分散民主主義の流動（2012 年－2014 年）

(注) 点線は回帰直線で寄与率 0.7336。

先の図 5 は衆議院選挙の都道府県での投票率の流動を集約と分散の関係でより長い期間について直接に示しているが、ここでは二つの年度の投票率の関係に注目して集約 / 分散民主主義の流動を可視化する。政令市について、2009 年から 2012 年と 2012 年から 2014 年に分けて、投票率の相関の散布図で集約の背後にある分散をも含めて集約 / 分散民主主義の流動を示している。横軸と縦軸がそれぞれの年度の 18 政令市の投票率の平均がどのあたりにあるかを推測させるとともに、縦軸でのばらつきと横軸でのばらつきが各年度の 18 政令市の分散を示している。その両者による散布図の散らばりが二つの年度の集約 / 分散民主主義の流動であり、図 15 と図 16 の回帰直線の寄与率  $R^2$  が流動の多寡を示す。寄与率は 0 に近いほど流動の散らばりが大きく、1 に近いほど散らばりが小さい。2009 年から 2012 年への寄与率 0.259 より 2012 年から 2014 年への寄与率 0.734 の方が大きく、流動が減退する。それは 2009 年から 2014 年にかけての民主参加の多様化の変化を意味する。統合と多様が固定的な集約 / 分散民主主義は望ましくないなかで、他との乖離が目立つ政令市が変わることを示している。それに加えて、乖離なく寄与する回帰直線上の京都市をも図に明示している。浜松と札幌はどの推移でも離れた位置にあるが、他はその位置が相対的に変化する。そのような流動のなかで京都市は、その位置があまり変わらず多様化に乏しく集約 / 分散民主主義の流動が少ないのがわかる。それでも、京都市の政令市としての 11 行政区での集約 / 分散民主主義の流動があるかもしれない。それについては後に検討するが、要は、有権者が基盤とする生活領域のどの行政区分での集約 / 分散民主主義の流動の散らばりがどのようなものであるかを知る必要がある。それによって、流動しながら集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」へと向かう可能性を見い出すことである。民主参加の集約と分散が複合する集約 / 分散民主主義の流動は、地方の自治体の規模で異なる。公共政策を扱える民主政の体制容力とそこでの民主政の個人効力が、自治体ごとに異なるなかで、集約民主主義と分散民主主義が変化している。ここでは、国政選挙での集約民主主義の背後にある分散民主主義に注目して、地方自治体での集約と分散の民主参加を複合する集約 / 分散民主主義の流動を見てきた。次に、政令市での流動が乏しそうな京都市を例に、集約 / 分散民主主義の流動を支える市民の主権者意識から選挙民主主義の進化の方策を検討する。

### Ⅲ. 京都市民の選挙民主主義と主権者意識

#### Ⅲ. 1 京都市の地方選挙での集約 / 分散民主主義の流動はどのようなのか

ここで明らかにするのは、集約 / 分散民主主義の流動が集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」へと向かうために、その条件となる主権者意識の可能性である。その可能性を、国政選挙での流動と地方選挙での流動との比較から始める。本稿での国の衆議院選挙の集約 / 分散民主主義の流動を分析した 2009 年から 2014 年と重なる時期に、地方での市議会議員選挙の意識調査がある京都市の 2007 年、2011 年、2015 年を例に検討する。地方都市の有権者は、国民主権の選挙民主主義での二種類の民主参加を行う立場にある。一つは、国政選挙における投票での居住市の一員としての民主参加であり、それは衆議院選挙での自治体区分での投票率を再集計してこれまでに分析してきたものである。いま一つは、市議会議員選挙における市民としての民主参加の立場である。日本国憲法は、

国民主権の選挙民主主義を中央である国と自治体としての地方の両者での議員選出の直接投票を定めている。日本の有権者の民主参加は国と地方の代議制民主主義の制度の下にあり、投票率の集約と分散は国での民主参加だけではなく地方での民主参加にも見られる。<sup>8)</sup> 国の衆議院選挙において政令市である京都市の衆議院選挙で 11 行政区での集約と背後の分散とともに、市議会議員選挙においても 11 行政区の投票率の集約と分散がある。同じ 11 行政区の集計ではあるがこの二種類の分散に注目して集約 / 分散民主主義の流動を検討できる。まず、国政選挙での 11 区の分散とその集計を見る。政令市のなかで比べると京都市の国政選挙での分散民主主義の特徴は、図 22 と図 23 が示すように、区ごとの民主参加が区の間での差異のばらつきを維持しつつ、年度ごとの集約民主主義の減退のなかで、年度ごとの分散民主主義は増進傾向にある。平均値が示す集約は年度ごとに低下するが、標準偏差が示す各年度での分散は増加する。そのような各年度の傾向は、2009 年から 2012 年への集約 / 分散民主主義については、その寄与率 0.938 が示すように 11 行政区の全体の傾向から乖離するものは極めて少なく区の間の変化の流動はない。2012 年から 2014 年でも乖離は寄与率 0.939 と変化の流動はほとんどない。各区ではその流動はなく、区の間での差を維持しながら各年度の集約民主主義の減退と分散民主主義の増進が見られる。

次にこの時期の京都市議会議員選挙での投票率が示す民主参加を見たのが、図 24 と図 25 である。衆議院選挙と比較して市議会議員選挙での民主参加には、2007 年から 2011 年と 2011 年から 2015 年での平均投票率が低く、集約民主主義の変化が少し減る。それぞれの年度での行政区の投票率の平均の標準偏差が示す分散民主主義の 11 行政区間のばらつきの差異からは、2007 年から 2011 年にかけて分散民主主義は減退し、2015 年には分散民主

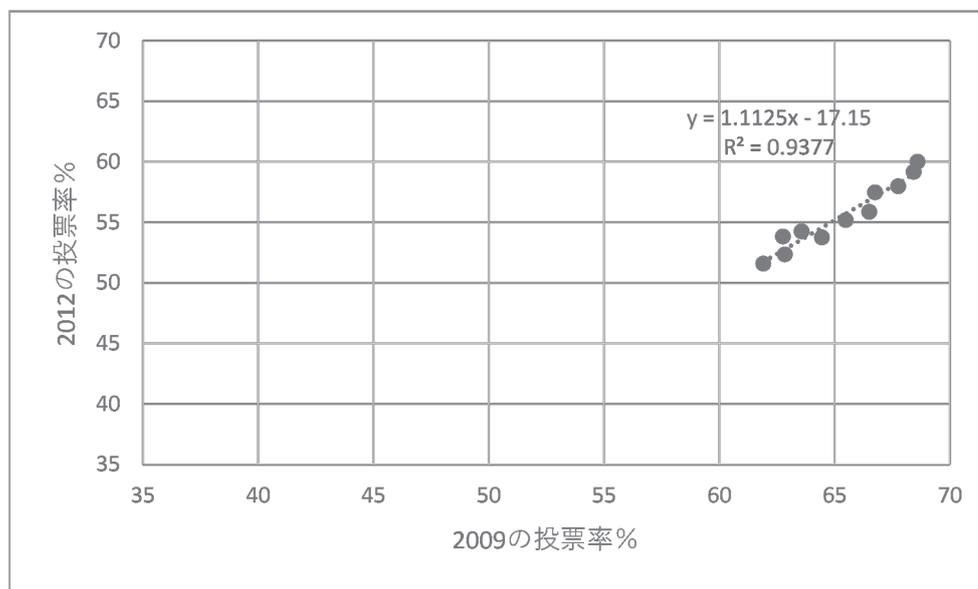


図 22 衆議院選挙での投票者の京都市 11 区の集約と分散の流動（2009 年から 2012 年）  
 (注) 点線は回帰直線で寄与率 0.9377。

京都市 11 区	2009 年	2012 年
平均投票率%	65.37	55.58
標準偏差	2.41	2.77

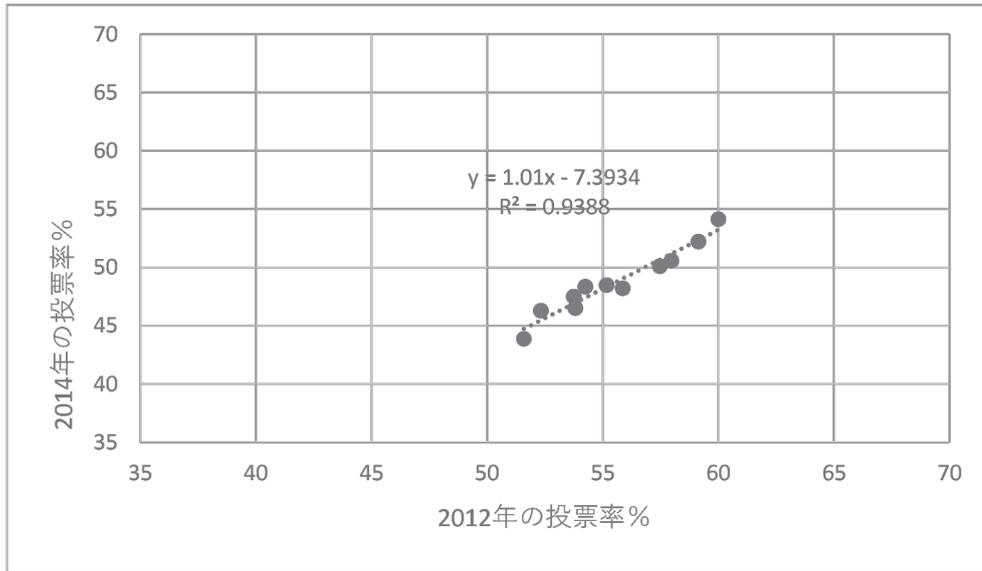


図 23 衆議院選挙での投票者の京都市 11 区の集約と分散の流動（2012 年から 2014 年）  
 (注) 点線は回帰直線で寄与率 0.9388。

京都市 11 区	2012 年	2014 年
平均投票率%	55.58	48.74
標準偏差	2.77	2.88

主義が増進して回復するのがわかる。これらの国政選挙と地方選挙での京都市の選挙民主主義の民主参加をまとめた図 26 からは、集約民主主義の増減と分散民主主義の増減がわかるとともに集約 / 分散民主主義の流動もわかる。この期間では、市議会議員選挙の投票率が示す地方での集約民主主義は、衆議院選挙での投票率が示す国政選挙での集約民主主義より弱いなかで、ともに集約民主主義は減退している。一方、衆議院選挙の京都市の行政区の投票率の分散が 2.41、2.77、2.88 と増すのに対して、市議会議員選挙の分散には 2.50、2.11、2.45 と増減があり、その両選挙での変化の違いはそれぞれでの分散民主主義の多様化の表われである。京都市は国での国民権については先にも示したように政令市のなかでの分散民主主義は弱く、統合化の緩衝にはなっていない。しかし、地方での国民権についての 11 区では国政と地方の比較の図 26 のように、それぞれに異なる流動が緩衝の役割を果たしている。そこからは、投票率の低迷で義務投票制への誘惑にかられがちななかで、民主参加の投票率の向上を目指す集約民主主義とともに、投票率の多様な変化に注目できる地方の分散民主主義が様々に併存している現状を知ることができる。京都市民の国政選挙での民主参加には極めて固定的な市民の対し方が見られるのに対して、地方選挙での市民の民主参加には多少の流動性が見られるのだろう。そこには任意投票制での日本の民主主義の進化に向けての芽を見い出せるかもしれない。民主参加の「高まり」と「広がり」の選挙民主主義の進化の条件には、どのような主権者意識の醸成が必要かを、地方の選挙である京都市議会議員選挙での投票率の集積データとともに、市議会議員選挙の際に実施された市民意識調査をも加えて次に検討してみる。

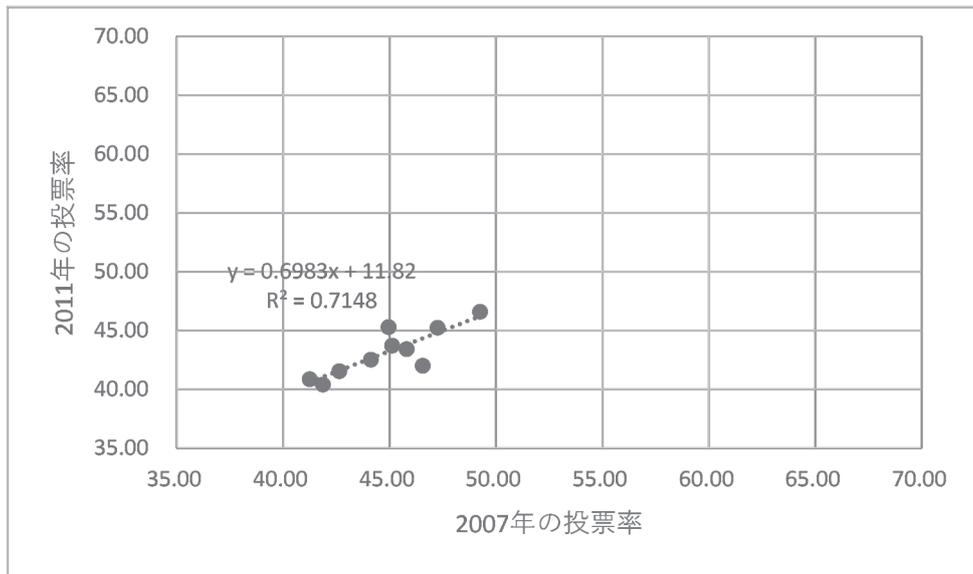


図 24 京都市議会議員選挙の投票の 2007 年から 2011 年への流動

(注) 選挙なしの下京区除外。点線は回帰直線で寄与率 0.7148。

京都市 11 区	2007 年	2011 年
平均投票率%	44.89	42.93
標準偏差	2.50	2.11

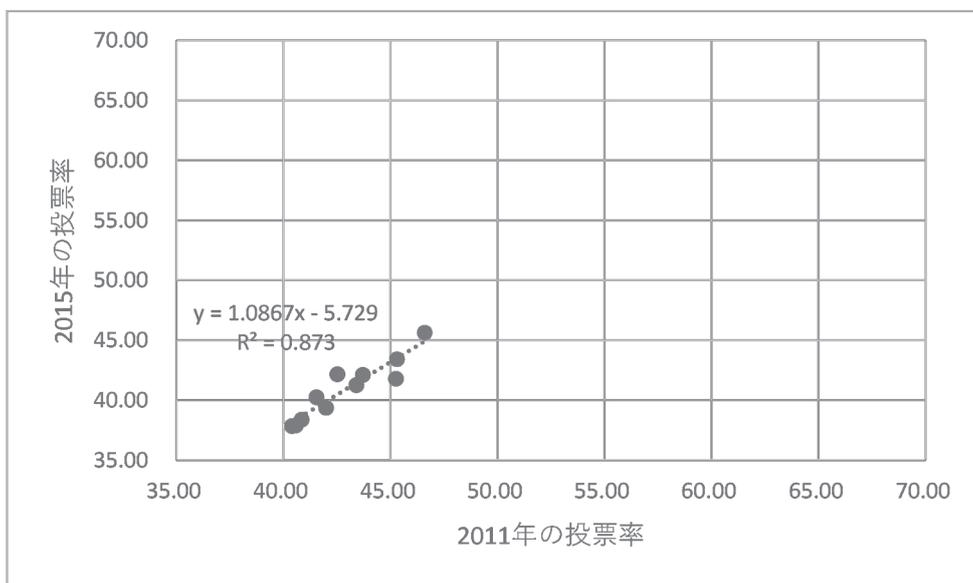


図 25 京都市議会議員選挙の投票の 2011 年から 2015 年への流動

(注) 点線は回帰直線で寄与率 0.873。

京都市 11 区	2011 年	2015 年
平均投票率%	42.93	40.92
標準偏差	2.11	2.45

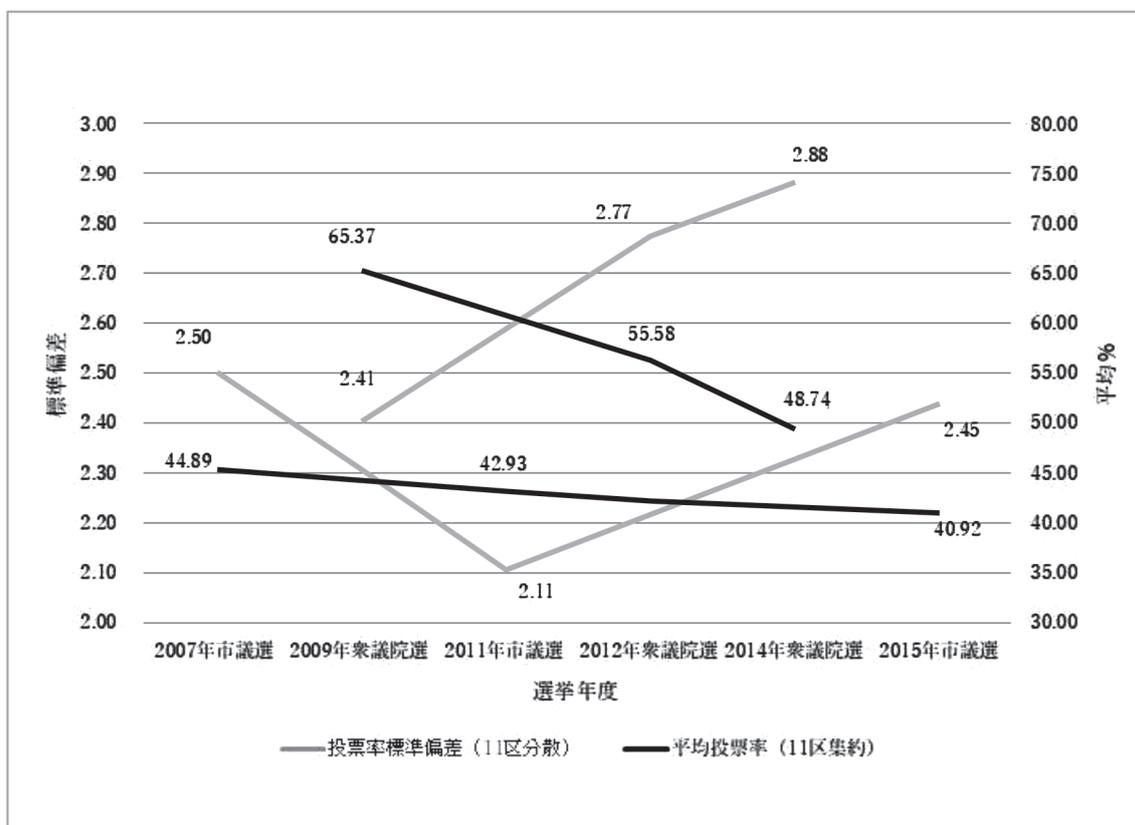


図 26 衆議院選挙の京都市（11 区の国民）での民主参加と京都市議会議員選挙（11 区の市民）での民主参加

### Ⅲ. 2 市民に期待される民主参加の集約と分散での主権者意識とは何か

選挙民主主義の進化は、民主参加の集約 / 分散民主主義の流動を経ながら、集約民主主義の「高まり」と分散民主主義の「広がり」へと向かうのが理想である（図 6 参照）。それには主権者意識の醸成が求められる。なぜなら、国民主権における統合化と政治的平等での多様化をともに目指す選挙民主主義は、投票に参加する有権者の自らの主権と政治的平等への意識に左右されるからである。政治的平等は均一への統合化ではなく均等の多様化であるとの意識に期待する。その意味では政治的平等が包括性の「高まり」よりも開放性の「広がり」を進めるものであってほしい。これまでに国政選挙の投票率の自治体区での集計だけではなく、地方選挙での投票率の集計が示す集約 / 分散民主主義でも流動があるのを見た。その流動がより良い民主主義への選挙民主主義の進化の条件として、集約民主主義の強弱と分散民主主義の強弱の変化をたらず有権者の意識を検討する。集約民主主義の向上のためには、義務ではなく「漫然責務意識」からの任意投票による民主参加の集約の「高まり」が進化の条件を満たす。漫然責務意識とは、候補者や政党や選挙の自身への関りに特別な関心がなくても「とにかく」選挙に行って「何はともあれ」選ぶ意識である。このような投票理由がはっきりしないが、ある種の責務と考えての投票は、民主参加を量的に高める可能性がある。一方、分散民主主義の向上のためには、広範な争点への「選挙知性」に基づく投票による分散の「広がり」が進化の条件を満たす。選挙知性を選挙争点への認識とその感覚の広がりとする。それは投票による民主参加を質的に高める。集約 / 分散民主

主義が時系列に流動するなかで、有権者の投票がこれら二つの条件を満たすような主権者意識の醸成が、選挙民主主義の進化に求められる。そこでの主権者教育では、投票の意思決定が「自己」の便益への経済的合理性の私的行為だけではなく、他者の便益を視野におく「他己」の公的行為との見方が必要である。「他己」とは他者から見た自分としての行為であり、そのような公的他人意識の醸成が望まれる。なぜなら、自己の利益に固執する態度は敵対を招きかねないし、自分の関心のある一つの争点だけにこだわる態度も不穏を漂わせる。自己に閉じこもった意識からの投票よりも他己の広い意識からの投票は、これまでの期待効用を中心とする投票の意思決定モデルの見方を変える主権者教育につながる。

今日の民主主義では二つの危惧が噴出している。一つは、選挙結果への反発のような民主主義に内在する敵対の不穏であり、いま一つは投票率の減少に見られる民主参加の衰退である。ここでは前者の危惧はさておき、民主参加の衰退へは義務投票ではなく責務投票による選挙民主主義の進化が期待される。義務投票による高い投票率は集約民主主義の望むところではあるが、自由のない統合の包括性は、民主参加の開放性のある多様な分散民主主義の阻害要因になりかねない。専制主義体制は一元的支配、公式なイデオロギーの存在、積極的動員で展開され、たとえ投票があっても固定化した投票態度をもたらす多様な流動をもたらさない。投票を義務とすることには投票態度の固定化の恐れがあり、多様な流動に欠ける選挙民主主義は好ましくない。投票を義務とする意識が身につくと投票態度は義務違反のほかには関心を持たない思考停止を招く恐れがある。そこで、任意投票での

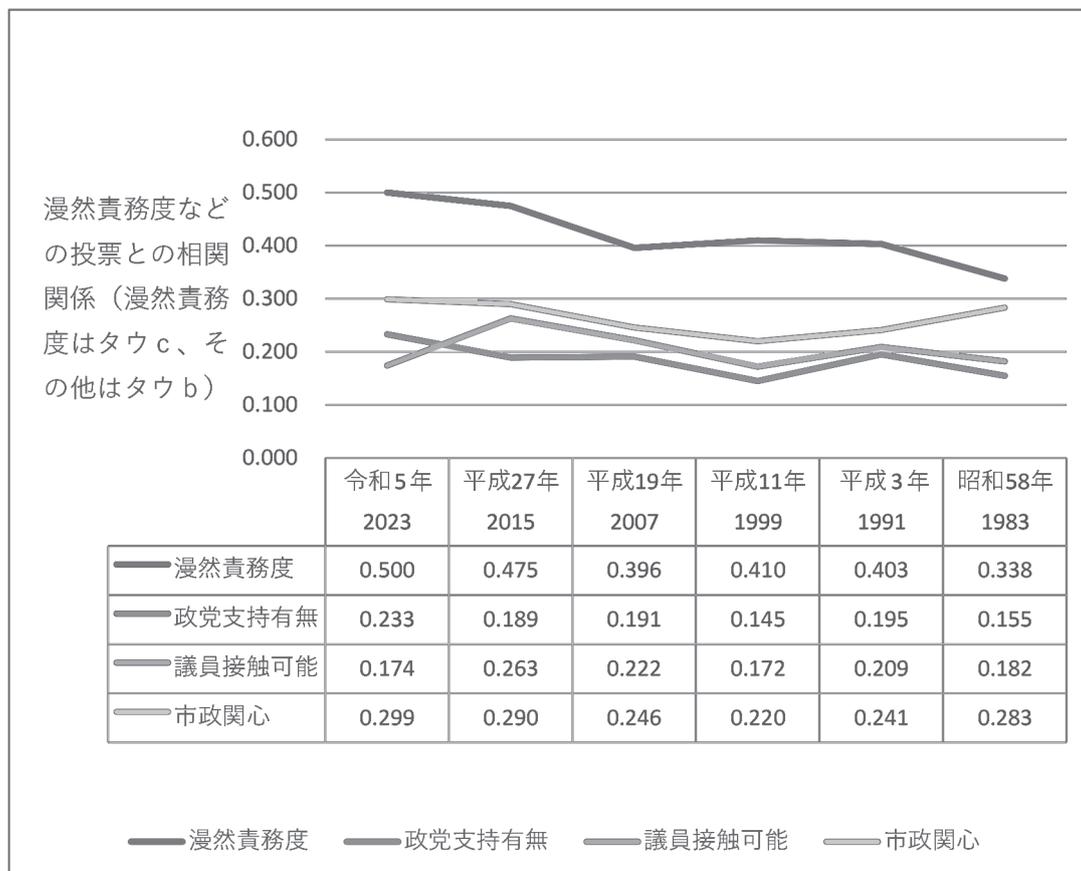


図 27 漫然責務度などの政治意識の投票参加への影響

(注) 相関係数の有意水準  $p < 0.03$ 。

民主参加の主権者意識が選挙民主主義の進化につながるために、投票を義務より少し主体性のある責務と捉えることにした。本稿では、その進化の可能性の芽を漫然責務意識による投票に見つけだそうとする。個人的に理由のある投票を基盤とする選挙民主主義が不穏な敵対の民主参加の契機となる今日の状況を見る時、境遇の不平等への政治的平等による代替としての投票に託す民主参加の主権者意識には、投票を通じての自己の利益にあまり固執しない態度が必要だろう。国民主権の最終決定者としての敵対的な意識に対して、緩和する様々な意見の反映者としての国民主権であるとの多様な他者を視野におく意識が、民主的な選挙の平穏には望ましい。ここで提示する「漫然責務意識」から投票する有権者の民主参加の流動が、動員の固定化や敵対の先鋭化から選挙を遠ざける緩衝として機能する。京都市議会議員選挙の際に実施された京都市民の政治意識調査での、漫然責務意識の

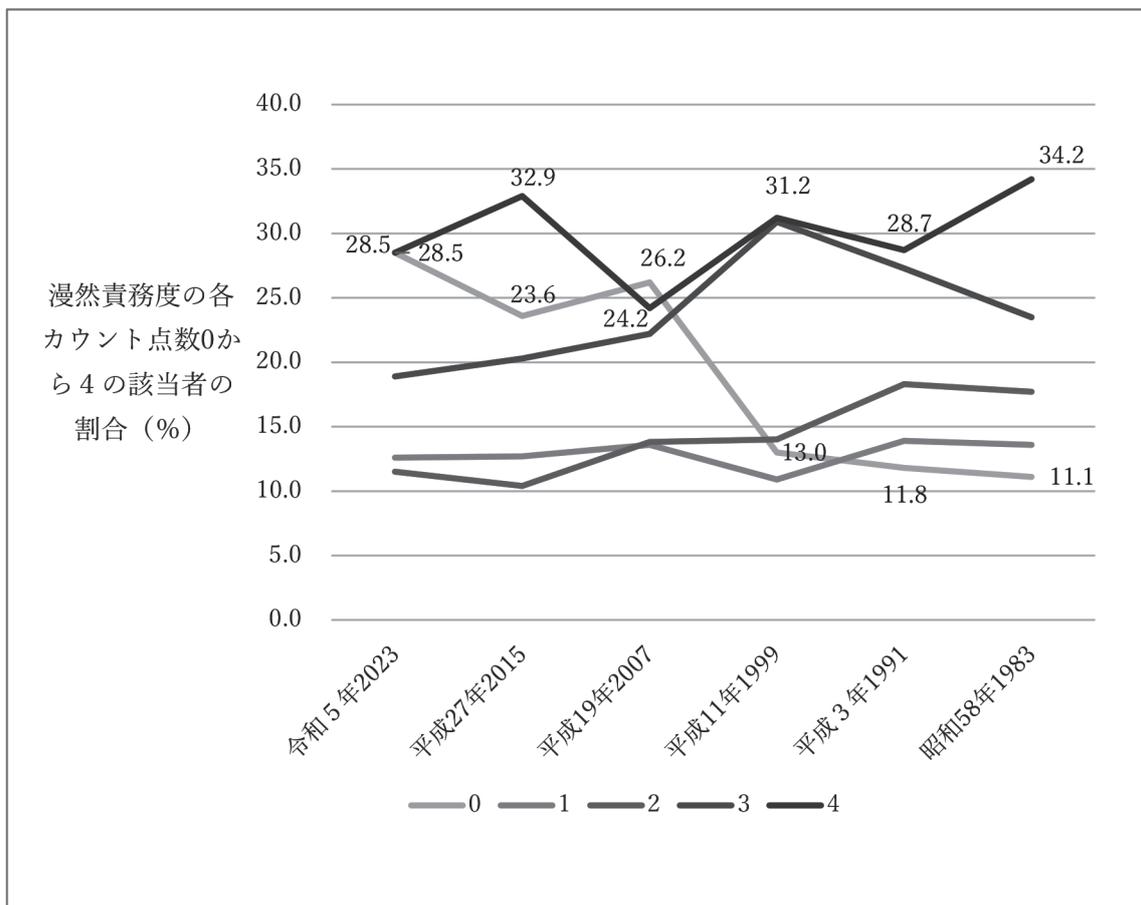


図 28 漫然責務度（アからエの各項目の選択者のカウント0点から4点）の推移（特に2007年以降に注目）

各項目選択者%	ア生活関係	イ勝敗明確	ウ適当候補	エ大勢一人
令和5年2023	55.6	53.1	32.9	64.7
平成27年2015	57.9	57.9	39.2	71.2
平成19年2007	55.6	52.7	30.5	65.6
平成11年1999	70.1	69.7	35.6	80.9
平成3年1991	66.1	66.5	33.6	80.9
昭和58年1983	67.2	64.2	40.9	83.8

投票参加との関係を示しているのが図 27 である。<sup>9)</sup> 漫然責務意識度が高いほど投票に行く傾向が、特に本稿で分析対象とした 2009 年から 2014 年を含む 2007 年以降に増している。1983 年からを見ても、これまでに言われてきた政党支持態度の有無や議員接触可能性や市政関心よりも、漫然責務意識が投票か棄権かを左右する。

漫然責務意識の定義は、意識調査の質問に基づき、図 28 のアイウエの 4 項目が示す候補者や政党や選挙の自身への関りに特別な思いがなくても、その投票理由の有無にかかわらず「とにかく」選挙に行つて「何はともあれ」選ぶ意識を指している。<sup>10)</sup> 漫然責務意識度は漫然責務意識の度合であり、アイウエをカウントしたもので、複数回答形式の質問への選択のカウントの度合が 0 点の全くない者から 4 点のすべてを選択する漫然責務意識の最も高い者を示す。図 28 からわかるように、2007 年から 2023 年にかけては 0 点と 4 点の二極化を見て取れる。より以前の 1983 年からの傾向を見ると、漫然責務意識の 1 点、2 点、3 点者の減少傾向に対して 0 点者と 4 点者は 2015 年の変化はあるが増加のきざしがあるのかもしれない。図 29 が示す漫然責務意識度と投票参加の最近の状況は、先の分析対象とした 2009 年から 2014 年の二極化をともないながら、漫然責務意識度が高いほど投票に行く傾向が増している。つまり、アイウエの投票理由がなくても「とにかく」選挙に行つて「何はともあれ」選ぶ漫然責務投票者が減少の傾向のなかの一部であっても、選挙民主主義の進化への民主参加の可能性を見い出せなくもない。漫然責務意識からの任意投票による民主参加の「高まり」が第一の集約民主主義の向上の条件を満たすなら、第二の分散民主主義の向上の条件の検討が必要である。図 29 が広範な争点への選挙知性に基づく投票での分散の「広がり」による進化の条件を検討している。

ここでの選挙知性の広狭は、投票に際して様々な争点をどれだけ「広く」考慮するかを意味する。<sup>11)</sup> 選挙民主主義の進化のための投票行動は、施策争点関心の広い選挙知性を伴

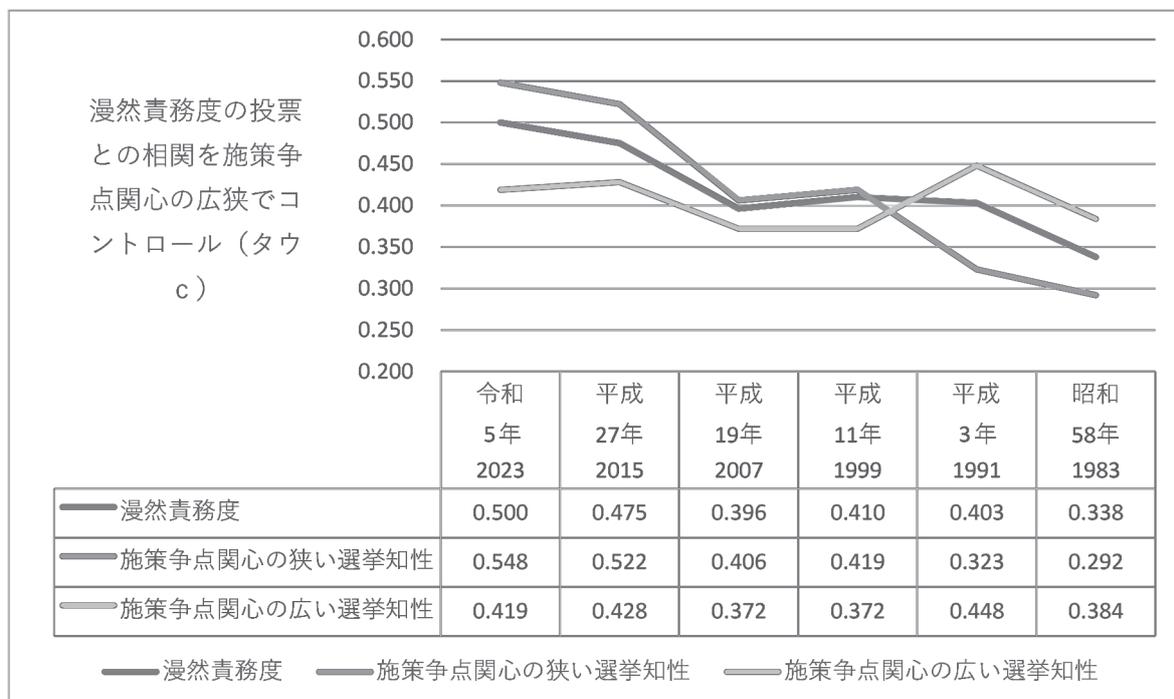


図 29 漫然責務度による投票するか否かへの影響における選挙知性（特に 2007 年以降に注目）

(注) 相関係数の有意水準  $p < 0.03$ 。

う漫然責務意識からの民主参加であるが、実際には、施策争点関心の狭い選挙知性での漫然責務意識からの民主参加がより高い傾向にある。適当な候補者がいなくても、候補者や政党間の勝敗があきらかでも、自身の生活に関係なくても、たぐさんのなかの一人にすぎなくても投票に行く漫然とした責務は、争点への関心の広がりには欠けるなら、投票するか棄権するかを判断する投票の意思決定モデルについて、これまでとは違う見方が必要だろう。

代表的なモデルはライカーとオードシュックの期待効用の経済行動モデルである。<sup>12)</sup> 自分の投票行動が選挙結果に影響を与える確率（possibility）についての有権者の主観的予測である。実際にはゼロに近い確率だが、あくまで有権者本人の主観的な期待効用の合理的意思決定モデルである。この合理性を自己の便益の個人的な民主参加行動ではなく、社会的な合理性へと広げた公共的な民主参加行動との見方ができればよいのではないかと考えている。つまり、このモデルを投票参加における私的利益と私的コストの比較の合理的選択から公的利益と私的コストの比較による合理的選択の主観的予測のモデルへと見方を変える。投票は私的な行為ではなく公的な行為である。それは、選ばれる議員が全体の代表である趣旨に鑑みると選ぶ有権者も全体を視野におくのがよかろう。投票するか棄権するかを判断する投票参加行動は、個人の利己的な期待効用からの意思決定と捉えるより、他者から見た自身が気になる「他己」の意思決定であるのがよい。つまり、投票は経済合理性での期待効用の「自己」行為ではなく、他者への効果への公共合理性への期待効用の「他己」行為である。義務としての自己行為ではなく漫然責務からの「他己」行為がそこにある。争点への関心の「広さ」はまさに全体を視点におく他己行為の具体的な例となる。このような広い選挙知性からの民主参加には品位があり、自己行為に押し込められがちな利己的な投票行動の合意的意思決定モデルに新たな解釈を加えられる。代議制民主主義での候補者間の期待効用が基本的意思決定モデルには、そもそも、多くの有権者にとって効用が主観的にはほとんど期待できないところに無理がある。そこでの意思決定モデルは、自己利益の最大化への期待確率ではなく、他者利益の考慮への主観的な思いを意思決定の中心に据えるのがよい。その視点からこのモデルを修正するなら、Bの候補者間の期待効用差が施策間の期待効用差である。ただし、この期待効用差は、他者か見た自己の行為としての「他己」のものであり、モデル自体が「自己」モデルに対して「他己」モデルとすることである。Cはその他己からのコストであり、何よりもちがうのはDが義務投票ではなく、任意投票での漫然責務意識からの投票とする。国民主権の民主参加の主権者意識の醸成にとって必要なのは、選挙での行動が個人的な経済合理性の意思決定モデルではなく、公共的な民主参加の意思決定モデルである。そこで重要なのが施策争点関心の「広い」選挙知性の涵養の主権者意識の醸成である。施策争点関心の広がり、社会的な合理性への視点をもたらす、民主参加の多様化につながり、投票参加の地域的なばらつき、分散民主主義の増

(村山の投票参加の公共的な意思決定モデル)

$$R = P \cdot B - C + D$$

B = 他己の公共的な期待効用差

(自分の投票によって棄権した時よりも増す、「自己」の経済的な便益の増加への期待効用差ではなく、社会的な便益の増加を他者の視点からみた「他己」の公共的な期待効用差)

P = 自分の投票によってBを得ることの主観的確率

C = 投票のコスト

D = 投票への漫然責務意識

(漫然意識投票とは候補者や政党や選挙の自身への関りに特別な関心がなくても「とにかく」選挙に行つて「何はともあれ」選ぶ意識であり、特別な理由がなくても投票する責務を果たしたとの漠然とした満足感)

R > 0 で投票、R < 0 で棄権

進をもたらす。私的な行為としての投票が公的な行為の投票であるとの視点の確認が、選挙が民主主義に内在する不穩の契機となることへの緩衝となり、集約民主主義と分散民主主義が併存しうる民主主義の進化に寄与する。

衆議院選挙において京都市は集約 / 分散民主主義の流動の散らばりがなく、固定化した京都市民の民主参加は敵対の民主主義の緩衝にならない。そのような京都市でも、市議会議員選挙では 11 行政区の集約 / 分散民主主義の流動があり、それを踏まえて京都市民意識調査の分析から京都市民の主権者意識の醸成の可能性を探ることができた。集約民主主義での民主参加の「高まり」の条件を満たすには、投票参加を義務ではなく投票したり棄権したりする漫然とした責務意識に期待できる。さらに、広く争点に関心を持つ選挙知性が責務意識に加わるなら、それが多様な分散民主主義の「広がり」の条件を満たす可能性にも気づけた。そのための投票参加の主権者意識には、個人の経済的な効用期待の合意的選択ではない他者を視野におく公共的な選択に基づくことが望まれるとした。そこでの主権者教育は、選挙民主主義での民主参加が、他の人のためであるとの、公共的な選択の意識の醸成を目指すことになる。それはより良い選挙民主主義への進化のモデルでの集約民主主義の増進に向けて、一方では、漫然責務投票の推奨による地方での国民主権の民主参加の包括性を図り得る。他方では、地方での「境遇」の不平等の是正への政治的代替としての広い争点関心への選挙知性を伴う民主参加により、分散の多様化が集約の統合化にまさる進化の経路をもたらすかもしれない。ここに、地方からの分散民主主義が集約民主主義に内包される民主主義の不穩への緩衝となり、新たな民主主義への具体的な方策を見ることが出来る。主権者教育には、理想を語る必要があると思う。<sup>13)</sup> 現状を踏まえた理想への思いが主権者教育の内容になると考えている。投票参加を「自己」の経済的な便益の

ための私的行為ではなく、社会的な便益のための他者の視点からみた「他己」の公的な行為との意識が主権者教育の内容になれば良いと思う。

## おわりに

投票率の低下だけで民主主義の衰退の議論を始めるのには違和感があった。選挙での投票は人々が普通に行う政治参加であり、人々の意見のまとまりである選挙の投票率は、民主主義にとって高いに越したことはない。しかし、いくら投票率が高くても、そこに人々の多様な意見の反映が見られない固定的で画一の民主参加なら、国民主権の内実は乏しくなるだろう。そこで、流動する民主参加の状況を知る手段と民主参加の多様化への方策を模索することにした。それは、たとえ投票率が低くても人々の多様な意見が反映していることもあると考えて、民主参加の流動に注目するためである。民主参加の流動は、投票率の平均が示す集約民主主義と、投票率の平均の分散が示す分散民主主義で把握できる。国政選挙での投票数を有権者数で割った国全体での投票率には平均も分散もない。国全体での民主参加の集約民主主義に関しては、地方での投票へと再集計される民主参加での流動が注目される。そこで、国政選挙における地方自治体区分での集約民主主義と分散民主主義の複合としての集約/分散民主主義の流動の「散らばり」を分析して、民主参加の状況を知る手段とした。そこから、集約/分散民主主義の流動が選挙民主主義の進化へと向かう方策として、どのような主権者意識の醸成が必要かを模索した。

それらの手段と方策を知るために、日本の選挙民主主義について、2009年、2012年、2014年の衆議院議員選挙の投票率を例にして、国政選挙での国民主権における民主参加の集約と分散を分析した。加えて、地方選挙について、京都市の2007年、2011、2015年の市議会議員選挙での民主参加の集約と分散を分析した。そこから、次のことが明らかになった。

- ・ 民主参加の集約の民主主義の背後には民主参加の分散の民主主義がある。衆議院選挙の国全体での投票率が示す有権者の民主参加と並行して、都道府県ごとに再集計した投票率の平均とその標準偏差から地方での民主参加がわかる。そこでは、集約民主主義と分散民主主義の民主参加が流動している。
- ・ 民主参加の集約と分散が複合する集約/分散民主主義の流動は、地方の自治体の規模で異なる。公共政策を扱える民主政の体制容力とそこでの民主政の個人効力が自治体ごとに異なるなかで、集約民主主義と分散民主主義が流動する。国政の衆議院選挙における都道府県の流動からは、民主参加の現状が見え、町村部の流動は市部とは違っている。また、政令市での集約/分散民主主義の流動からは、民主参加の多様化が注目される。
- ・ 地方選挙での集約/分散民主主義の流動が選挙民主主義の進化に向かうかは、有権者の民主参加の意識にかかっている。政令市の一つである京都市の市議会議員選挙での市民意識調査から、集約民主主義の「高まり」のために「とにかく」選挙に行って「何はともあれ」投票する漫然責務意識が望ましく、加えて、分散民主主義の「広がり」のために広く争点を考慮する選挙知性が主権者意識の醸成で期待される。

研究成果は、国民主権の民主参加の行方を考えるための二つのモデルを示したことであ

る。一つは、より良い民主主義への選挙民主主義の進化の理念型モデル（I. 2の図6）の提示である。この集約民主主義と分散民主主義の流動についての観察枠組みで、衆議院選挙の投票率が著しく低下した2009年、2012年、2014年を例に分析した。そこで、民主主義の進化よりも衰退への懸念が一部にある状況を明らかにするのに、このモデルが役立つことがわった。また、流動が都道府県や市町村の民主政の規模で異なることもわかり、民主参加の現状を示す方法としてこのモデルによってさらなるモニタリングへと向かえる可能性をも知った。いま一つは、選挙民主主義の進化への投票参加の意思決定モデル（III. 2）の提起である。有権者の民主参加の現状に民主主義の衰退への懸念があるなら、それに対する方策を、投票での主権者意識に求めるモデルである。「とにかく」選挙に行き、政策争点について自身の経済的な損得ではなく、公共への社会的な視野を持って意思決定ができる「他己」の主権者意識が望ましい。民主政の規模によって異なる集約民主主義の強弱と分散民主主義の強弱の複合的な流動の現状で、投票したりしなかったりする有権者の多様な意思決定が選挙民主主義の進展につながるとよい。<sup>14)</sup> ここでは、民主参加の選挙民主主義について、投票率の高低に注目する集約の民主主義だけの民主主義の衰退の危惧から脱して、その背後にある分散の民主主義にも注目することで、より良い民主主義を検討できる。分散民主主義の開放的な多様化は、集約民主主義の包括的な統合化が敵対の不穏をもたらすような時には、それに対する緩衝となるだろう。参加したりしなかったりの投票が緩衝となるには、それが「選挙知性」を伴うものであるのが望ましい。漫然責務意識でありながらも投票したり棄権したりの柔軟な投票参加が、集約民主主義と分散民主主義の国民主権へと向かうのがよいと思っている。それには選挙民主主義の進化に向けて主権者意識に基づく集約民主主義と分散民主主義の流動を観測することが重要である。<sup>15)</sup> このような研究成果としての民主参加の流動の理念型モデルの提示と、民主参加の主権者意識の意思決定モデルの提起に残された課題は、現状の流動のモニタリングをどこでどのようにするのかと、主権者意識の醸成のための主権者教育をどこでどのようにするのかである。

[注]

1) 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査・結果調（総務省自治行政局選挙部、令和3年10月31日執行）14頁。

区分	高い団体		低い団体	
1	山形県	64.34%	山口県	49.67%
2	新潟県	63.16	岡山県	50.94
3	島根県	61.55	福岡県	52.12
4	山梨県	60.57	広島県	52.13
5	岩手県	60.38	茨城県	52.54
6	長野県	59.77	青森県	52.93
7	奈良県	59.13	栃木県	53.06
8	北海道	58.79	千葉県	53.64
9	佐賀県	58.49	宮崎県	53.66
10	秋田県	58.24	徳島県	53.86

e-Stat 統計でみる日本からダウンロード。

[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200235&tstat=000001214941&cycle=0&result\\_page=1&tclass1val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200235&tstat=000001214941&cycle=0&result_page=1&tclass1val=0)

2) 選挙啓発について公職選挙法は、次のように民主政治の健全な発達への政治常識の向上を定めている（下線は筆者が追加）。本稿では、この政治常識を国民主権の民主参加の主権者意識と見て、どのような主権者意識であればよいかを考えている。

第1条（この法律の目的）この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

第6条（選挙に関する啓発、周知等）総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

3) 日本の民主主義は、憲法が定める具体的な選挙民主主義の制度である。前文で主権が国民にあると宣言し、全国民を代表する選挙された議員による国会が、国の権力の最高機関であり（第四章）、象徴としての天皇の地位も国民の総意に基づき（第一章）、主権者である国民は選挙による代表者を通じて行動する（前文）とされる。そこから、日本の国民主権での「より良い民主主義」は、選挙での有権者行動によるもの思いも生じる。国民主権の民主主義の母国と言えるフランスや、アメリカの有権者行動では国民の参加を基本とする。これに対して、国家権力への動員と結びつきやすい大衆参加を経験したドイツをも視野におくなら、日本の制度がイギリスの立憲君主制とは違う歴史的経過でもあり、参加の民主主義と異なる日本の国民主権での民主主義を模索してもよい気がする。そこには、参加民主主義の有権者行動とは違った有権者行動に期待する余地もあるかもしれない。主権者たる国民に期待される行動は、欧米でのそれとは異なり、選挙民主主義での損得の合理的選択の意思決定モデルではなく、自身はもちろん他者のためをも考慮する有権者行動を、たとえ理想であっても日本の主権者に求めてもいいかもしれない。

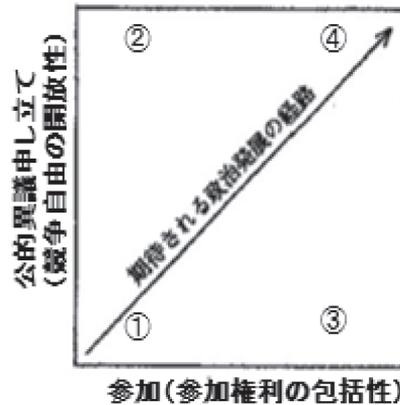
4) 近代民主主義において引き継がれてきた「不和と敵対のイデオロギー」としての民主主義（あるいは民主政）が国民主権の原理と指摘するのが、長谷川三千子『民主主義とは何なのか』文藝春秋、2001年、92頁－94頁である。そこから私は、民主主義が内包する不穏は、上下（権力の包括 VS. 異議の自由）の支配と抵抗での統合化と、左右（ひとの人権 VS. ひとの人権）の平等での多様化を、集約での縦糸と分散での横糸が織りなす対抗と捉える。そこで不穏を平穏な調和模様に変えるのは、集約での敵対を分散での緩衝により調和できるかもしれないと考えて、集約での国民主権と分散での平等を民主主義で注目する。

5) ダールの民主主義の発展の理念型モデル（R. ダール著、高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981年、10頁－23頁）については、それを簡略化した蒲島郁夫『政治参加』東京大学出版会、1988年、54頁－76頁のこの図を参照した。政治参加の拡大を政治競争の自由化と関連づける政治的制度化の発展のこのモデルを、民主参加の人々の政治行動の視点からのものに変更した。もともと民主化の指標として競争の自由と公開性の原則を複数の集団の競争の多元主義と考えるダールは、政治行動論の視点を伴う政治

発展論であることに鑑み、本稿での選挙民主主義の進化のモデルは、それを方法論的個人主義に変えたものである。私が提示するモデルは、ダールの集団の多元主義とは本来は別物であろうが、民主参加の多様化を競争の開放性へとつなぐ理論構成とした。ここでの開放性は本稿で用いる主要な概念であり、公共は多数の人々への「広がり」と捉えて、開放の基本は公共であるとする。その詳細について、村山皓『政治システムの公共性と政策文化 — 公民関係における民主性のパラダイムから公共性のパラダイムへの転換 —』有斐閣、2009年、8頁—10頁がある。本稿のモデルでは、この開放性を民主参加が多様化する分散民主主義の開放性としている。

### R・ダールの政治発展の「理念的な」モデル

比較的民主化された④ポリアーキーへの民主化の程度



- ① 閉鎖的抑圧体制
- ② 競争的寡頭体制
- ③ 包括的抑圧体制

6) ダールの大規模民主主義と小規模民主主義については、ロバート・ダール、エドワード・タフト共著、内山秀夫訳『規模とデモクラシー』慶応通信、1979年、ii頁—iii頁で、国全体の場と生活領域の場で同時にデモクラシーの発展を支えられるかの疑問を投げかけている。本稿では、ダールが理想的な民主主義政治体の二基準（同33頁—34頁）とする市民有効性「政治体の決定に責任を持ち、それを適切完璧に制御する市民」の基準を、民主政の個人効力と読み替える。また、システム容力「その市民の集会的な選好に完璧に対応する容力をもつ政治体」の規模を、民主政の制度容力と読み替えている。ダールの民主政のこの相反ジレンマに依拠して行政での規模と民主主義を論じるものに、村山皓「行政の民主主義と民主主義の進展」立命館大学『政策科学』29巻1号、2021年がある。

7) 境遇の不平等は私にとって都合のよい言葉である。無邪気に平等を前提に民主政を語るわけではないが、避けがたく現実にある地域差の不平等を境遇の不平等とする俗な解釈を本稿ではしている。トクヴィルがアメリカの民主政（トクヴィル著、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一巻上、岩波書店、2005年、28頁）について持つ「境遇の平等（égalité des conditions）」への関心は、私のとは違ってフランス革命を念頭におくのだろう。「平等」を「境遇の平等」と表現して、「平等」を「デモクラシー」と同様に扱い、さらに「民主政治」と等値に捉えるトクヴィルへの違和感を小田健は持つ（小田健『政治原論あるいは権力と民主主義の理論』成文堂、2007年、135頁—136頁）。私は、実際の不平等な境遇状況が避けがたい中で、様々な是正を果たす政治の機能の究極的なものが人為的に作られる一人一票の選挙だとして、そこでの政策執行のための政治的な集約には、民主主義の不穏への緩衝としての平穏への分散が必要と考えてもよいと思っている。本稿で言及するダール（注5と注6）がデモクラシーでの平等を人々の政策選好での基本とする（R.ダール著、内山秀夫訳『民主主義理論の基礎』未来社、1970年、128頁）のは、政策争点への主権者意識の開放性を平等と結びつける私の意図と合致する。

8) 日本国憲法は、国民は選挙により選ばれた代表者を通じて国政に参加するという代表民主制を基本とする。直接民主制的制度としては、憲法改正の承認の是非を問う国民投票と、最高裁判所裁判官の国民審査制とが設けられており、国政レベルでは、憲法解釈として、この二つの場合に限定されると言われている。このほかにも、95条の地方特別法については住民投票が要求される。それらからは、地方の民主政においても国民主権の民主主義が基本にあるのがわかる。国政選挙の地方としてだけではなく、地方選挙自体での集約/分散民主主義の流動を検討して、地方選挙での選挙民主主義の民主参加の状況を知ることができる。そこには、国政選挙での地方の分散民主主義と地方選挙での分散民主主義の違いがある。

9) 本稿で用いた京都市民の政治意識調査は、長年に渡り4年に一度の統一地方選挙の際に実施されてきたなかの2009年、2012年、2014年の調査データである。それぞれの調査結果の報告書が、各年度について京都市選挙管理委員会『京都市民の投票行動 — 京都市議会議員一般選挙を素材にして —』としてある。漫然責務意識は、村山皓がその1983年から2023年までの8年ごとの6回の京都市議会議員選挙の分析から、政治への参加についての4つの意見（注10参照）の質問の分析で名付けたものである。そこでは選挙知性（注11参照）についても操作的に概念化している。詳細については、村山皓「漫然とした責務からの投票行動の可能性 — 施策争点への広い関心が示す選挙知性 —」立命館大学『政策科学』32巻1号、2024年がある。

10) 京都市議会議員選挙の際に実施されてきた漫然責務意識の質問は次のものである。そうは「思わない」の4と5の回答者を漫然責務意識者としている。

政治への参加についていろいろな意見があります。次の4つの意見に対してあなたは、その通りだと思いますか。（○印はア～エについて、それぞれ1つずつ）

	だと思 う	非 常に その 通り	思 う その 通り だと	な い	ど ち ら と も い え	思 わ な い その 通り だと	り だ と 思 わ な い	ま っ た く その 通 り	わ か ら な い
ア. 生活にあまり関係のない選挙に行く必要はない	1	2	3	4	5	6			
イ. 勝敗のはっきりしている選挙の場合は、わざわざ投票に行く必要はない	1	2	3	4	5	6			
ウ. 適当な候補者がいなければ棄権もやむをえない	1	2	3	4	5	6			
エ. たくさんの人が投票するのだから、私一人ぐらい棄権してもよい	1	2	3	4	5	6			

11) 選挙知性の操作的概念化に用いたのは、次の質問のアであり、その複数回答のカウントが争点への広がり選挙知性を示し、0点の低い知性から4点満点の高い知性である（別にないを除く）。満点の回答者への解釈には注意を要するが、カウント分布からは少数なのでこのままの尺度を用いた。詳細については、前掲、村山皓「漫然とした責務からの投票行動の可能性 — 施策争点への広い関心が示す選挙知性 —」がある。また、公共政策での争点意識について、政治と行政を区別しながらではあるが、一人一人の具体的な政策評価による選挙への参画の仕方の違いを議論するものに、村山皓「政策への期待の託し方 — 行政の民主主義 —」立命館大学『政策科学』28巻1号、2020年がある。また、政策への評価を重視する評価民主主義が参加を中心とする参加民主主義に對しうると主張するものに、村山皓「民主主義の危機と評価民主政」立命館大学『政策科学』22巻3号、2015年がある。

質問 まず、京都市の行政についておうかがいします。

- ア. 次にあげる行政サービスのうち、あなたが今後力を入れてほしいとお感じになっているものはどれでしょうか。力を入れてほしいとお感じになっているものに○印を付けてください。（○印はいくつでも）
- イ. そのなかでも特に力を入れてほしいものを1つだけ選んで、○印を付けてください。（○印は1つ）

	ア. 今後力を入れてほしいもの (○印はいくつでも)	イ. 今後特に力を入れてほしいもの (○印は1つ)
道路や河川整備などの土木施策	1	1
地下鉄やバスなどの交通施策	2	2
ゴミや公害などの環境施策	3	3
学校や幼稚園などの教育施策	4	4
保育園や老人ホームなどの社会福祉施策	5	5
病院や保健所などの医療施策	6	6
文化・スポーツ施設、文化財保護などの文化施策	7	7
自然や街並みなどの景観保全施策	8	8
観光や伝統産業の育成などの地域活性化施策	9	9
景気・雇用対策や産業振興などの経済施策	10	10
火災や震災などの防災施策	11	11
公園や都市などの緑化施策	12	12
その他 ( )	13	13
別にない	14	14

12) 主権者教育関係の総務省の説明でも用いられるライカーとオードシュックのモデルは、William H. Riker and Peter C. Ordeshook, “A Theory of the Calculus of Voting,” *American Political Science Review*, Vol.62, No.1, pp.25-42 (March 1968), pp.25-28 の次のものである。この経済的な合理的人間を基礎におく期待効用モデルに、公共的な期待効用を考える公共的な合理的人間を基礎におく期待効用モデルも併存できると考えている。本稿の私のモデルは次のライカーとオードシュックのモデルの各要素に変更を加えたものである。

$$R = P \cdot B - C + D$$

B = 自分がより選好する候補者が勝利した時に得られる便益と、最も選好しない候補者が勝利した時に得られる便益との差、すなわち候補者間の期待効用差

P = 自分の投票によって B を得ることの主観的確率

C = 投票のコスト

D = 投票への義務感

D は以下のように説明されている。

1) 投票の倫理に適うことから得られる満足感 2) 政治システムに対する忠誠を果たすことによって得られる満足感 3) 党派的な選好を確認することから得られる満足感 4) 決定したり、投票場へ行くことの満足感 5) 政治システムにおける自分の有効性を確認することから得られる満足感

13) 投票率の低下を現実の表れと受け止めたうえで、もし人々にとって不都合があれば、不都合をなくす方策を考えればよい。だからといって、義務からの政治参加や祭りのように騒ぐ政治参加もいらない。あまり考えることなく義務からの投票も楽しくあれば、争点などを気にかけなくても好きなものさえ選べばよいなどとはすべきでない。それらのいずれも民主主義に内在する不穏な敵対に加勢することになりかねない。その思いで私は、平成9年から京都市選挙管理委員会の明るい選挙推進協議会の委員として、現在はその会長として、選挙時啓発や常時啓発の主権者意識の醸成に関わってきた。日本での投票行動の研究開始の第一人者である三宅一郎先生からの指示で引く継いだこの協議会で、長年に渡り実施してきた京都市民の政治意識調査は、その近年の報告書を調査データとともに、立命館大学地域情報研究所の地域・社会連携の一環として公開することができた。(https://www.ritsumeai.ac.jp/research/rdiri/) 京都市民の財産とも言える市民自らの政治意識の蓄積と公開は、選挙知性を持ちながら「とにかく」選挙に行き「何はともあれ」選ぶ一助になればと願っている。

14) 政治システムでの人々の行動様式に注目するアーモンドとヴァーバの市民文化論において、市民の能動性と受動性の行動の仕方とその間の緊張関係については、G. アーモンド、S. ヴァーバ共著、石川一雄ほか訳『現代市民の政治文化』勁草書房、1974年、478頁－481頁に詳細がある。その市民文化の議論は西欧の参加民主主義の色彩が濃いと言えるが、本稿が注目する参加したりしなかったりの流動性の高い柔軟な市民文化は、日本に馴染みやすい国民主権の民主参加だと私は思っている。

15) H. ラスウエル著、永井陽之助訳『権力と人間』東京創元社、1954年、205頁は、民主主義社会での人格形成の政治意識を把握する自己観測所の設置を提案している。サーベイデータの政治意識によるものでここでのアグリゲートデータの投票率と対象は異なるが、現状のモニタリングの観測所が民主主義にとって必要と考えるのは同じである。

## The Integrated Democracy and the Varied Democracy: The Future of People's Participation Based on Sovereignty

Hiroshi Murayama

### Abstract:

It may not be good for us to have only to raise a turnout against the decline of the recent electoral rate of Japanese local elections as well as national elections. The electoral rate is one method for us to clarify the democratic current situation in the people's participation based on the sovereignty, but the other method is surely necessary to evaluate the electoral democracy. The electoral democracy means the democracy based on elections. The new method to formulate the new structure to understand people's voting behavior in this study is characterized in its two dimensions of "the integrated democracy" and "the varied democracy". This structure is useful to analyze the aggregate data of the electoral turnout by focusing on the difference between the integrated democracy measured by the average of each electoral rate of local governments and the varied democracy measured by the standard deviation of the averages. In addition, the survey data of people's voting behavior is analyzed to discuss in order to find the new attitudes in people's voting, such as "the voting responsibility" and "the electoral intellect of the issue voting" for the development of the electoral democracy.

Keywords: Voting participation, Electoral rate, Democracy development, Democratic structure, Voting responsibility